

岸和田の維新たる

中編 四町村の合併

第一項 合併の接近路

行政區劃の單一化

一邑の發展は、隣接村邑を併呑して都市をなし、一都の發達隆盛は、人情、慣習を超越して伸展廓大し、渦狀形をなしつゝ、彪大し行く事は現實に手近くは大阪都市計畫が遠く、大和川を境堺に住吉以南に迄及ばんとするは勿論、更に其の鐵橋を越えて、堺市をも包含せんとするやの説は、徒らに空想ならざらん、實現を信ぜしむるものであるの意味に於ても、行政區劃の併合單一化は地方發展上、人爲的計畫の一要件として認めざるを得ない。

所謂岸和田なる、一輪廓内の地も、最近までは四ヶ町村に分離し複雑なる行政區劃の下に取扱はれてゐたが、其の全面が日に月に間斷なき進歩發展を遂げ、それ等町村間の相互關係も、漸次加はり行く密接濃厚の度は、不分割的域に到達せんとするに至り、當時の施設事業の遂行並に地方の利益及び將來の發展上に、唯一の要件として認められ來つたのは、此の複雑なる行政區劃を併合して單一ならしむべきこと、即ち分立せる町村を合せ打つて一彈となし、以て現在を處理し將來を畫せんとするの實現であつた。

行政區劃の變遷

現在の岸和田市、之れが行政上の分合的變遷を溯つて尋ねるならば、舊藩政時代は、岸和田村は獨立し、沼野村は掃守郷に屬し、元の岸和田町及び濱町は一括して岸和田と稱してゐた。

之れが明治維新に及んでは、沼野村、岸和田村、濱町、岸和田町の總てを合して岸和田と總稱し、各々を庄屋をして、理事せしめたものであつた。

斯くて同十三年に至り、郡區町村編制法の施行に際しては、再び大字たる、元の町村に分立せしめ、各町村には、それ／＼戸長役場を置き、官選戸長をして之れを統治せしめ、此處に漸く自治の形式に近づかんと歩武は漸進し來つたのであつた。

其の後かゝる制度も僅かに四ヶ年にして、又再び各戸長役場をも聯合して、岸和田聯合役場と稱するに至つた、かく前後十數年の間に、不安定的方針の下に再參の離合的變遷を數へ來つたのである。

自治体の確立

聽て同二十二年、彼の町村制發布と共に、又々三度分離せられ、岸和田町、濱町、岸和田村、沼野村の四ヶ町村は獨立して、各町村役場を設置し之れを理事せしむるに、公選の町村長を以てするに至り、此處に初めて自治の確立を見た。

爾來明治四十四年に至る、二十餘年間は其の行政權圈内には何等の變化なく、このまゝに星霜を移し來つたのであつたが、これ

等四ヶ町村を包容する、所謂岸和田なる、輪廓内は、行政的區劃を超脱して、錯綜せる連鎖關係を結ばれつゝ、工業界に、商業界に急速なる發展を來し、近代頓に隔世の感あらしめるに至つた。

點々起る合併の説

從つて錯綜連鎖しつゝ、不分離化し來つた、各町村間の相互關係から、明治三十二年の頃に至つて、一部人士の間にはボツ／＼と合併の必要を認められ、之れを唱導される様になつて來たのであつた、寺田甚與茂氏が同志と共に本徳寺に於て該問題に關して演說會を開いたのもこの頃である、當時同氏は、明治三十三年二月十二日當選、同三十六年九月廿四日滿期たるべき當地選出の府會議員であつた。

さなきだに町村制發布の以前、即ち明治二十二年前同十三年以降既に斯うした關係上、臆氣ながらも地方的施設の上に、協力實施の必要を感じ、殊に不分離聯合的に取扱ふを有利なりと認められてゐた、土木、教育等に關しては、戸長役場といった様な一般限區内のお役所を離れて、岸和田、濱町、岸和田村、南町、本町、堺町、魚屋町、北町、並松町、野村、沼村の十町村を網羅して、土木組合、學校組合の總稱なる、十ヶ町村組合會を組織して、計畫に經營にそれ／＼協議員を選定代表せしめて、それ等施設に關する、決定と實行方法とを協定し實現し來つたものである。

更に明治二十二年町村制發布に伴ふ、自治制度の確立と同時に四ヶ町村の分立以後は、土木組合及び學校組合を合して、岸和田

四ヶ町村組合會と改稱し、特に港灣と學校に關する事業施設の計畫實行に各町村役場を離れて別個の會計の下に、協力一致し以て之れに充りつゝ來つたのである。

斯く按じ來るならば、斯様な事實の上から見ても、我が所謂岸和田なる地は、舊來よりの姑息な感情、慣習、偏見を去つて之れを大局、大勢から觀察する時、地形、内容、其の他不分離的相互關係から見ても、行政上殊更に四ヶ町村などと分割して取扱はれることの當然なるや、將又其の不自然なるやは、考慮ある言を俟たずしても明かな事柄に過ぎるのであつた。

斯く考證し來る時、特に忘れることの出来ない事實は、彼の維新當初に於て、英斷的一聲たる、情實、慣習を超越した、沼野村、岸和田村、濱町、岸和田町を合して岸和田と總稱し、行政上一括單一として取扱はれた、當然賢明なる措置之れである。

されば後日地方人士の間に四ヶ町村の合併を叫ばれて來たこと云ふことは、當然起るべき自然の聲で、それも明治三十二年の頃に至つて初めて耳にしたこと云ふことが寧ろ不可思議なる程遲滞きであつたの感がある、さるを更に其の後實現に十年間を要したといふことは、其の進捗の度やその周圍の發達進歩の急速なりしに比して餘りに緩かに過ぎたつたが様の遺憾を思はしめる程である。

合併緩徐の原因

從つて其の間その原因と理由とを探究したい人情の要求を肯定するならば、そこに細大幾多の事情があつたら

うけれども、容易に認め得られる原因としては、「舊來の情實慣習」と「自己家業の多忙を分割して迄も眞劍に運動盡瘁の勞を惜まざるの士が未だ現はれなかつた」と云ふ少なくとも二つの原因を擧げて認めることに對しては、先づ異論少なきことゝ信ずる。

等しく岡部藩の城下に屬してはゐたものゝ又合併しては分離し、分離しては合し、分合再三の關係深き間柄である此の四ヶ町村とは云へ、そこに舊藩時代から士農工商の居住頒布に差異あり、從つて慣習の上にも多少の相違があり、獨立が合併に際して、よし内容は既に今は只形式上の變化に過ぎざるにもせよ、こゝにも亦、憎むべきにあらずして、恕すべきに足る人情の弱點から生ずる、一種感情の涌發なきを保すべくもなく、個々の自治体としては財政上の相違亦當然である、之れ擧げて見るべき一因だ。

尙ほ我が岸和田は工業都市である、人家は工業關係にあらずんば商家であり、農家は實に寥々たるものである、然して新興都たるの故か、場合に依り事によつては欠點として取扱はれることにもなる、殆ど通有的特徴として一般が持つてゐる一の美點、良風がある。曰く「地方や社會公衆の爲に頭を出し盡力奔走する前に先づ退いて自己家業の堅實繁榮に努力を拂へ」と之れ深刻に一般の腦漿に滲み込んでゐるモットーである、若し之れに兩半面の觀察を許すならば、一面は利己主義の基調と他の一面は謙讓堅實の美風とも見ることが出来る、之れ即ち毒藥一元の理か？

兎も角も多忙なる、自己の業時を割いて社會、地方的公事の爲めに、奔走するを以て、却つて世間一般から嘲笑を買ふものとしてゐた程であるから、四ヶ町村の合併は地方發展の爲めには必要なことであるとは信じ之れが實現を欲しながらも、自ら陣頭に乗り出して、東奔西走し進んで眞劍に運動盡力するの士が容易に現れなかつたこと、之れ認めんと欲する、第二因であつた。

合併の運動起る

斯くて明治三十年代から四十年代に渡つて、當岸和田の發達振りは、第一、第二の兩期に亘る事業界勃興期の前後を縫ふて、工業界は著しき勃興を來し、之れに伴ふ商業界はまた一入の殷賑を辿り各方面に向つて目醒しい伸展を示したのであつた。

斯くの如き發達伸展の産む、各町村相互間の關係は一層の密接さを加へ、土木交通に、教育に衛生にそれぞれ聯合共同的事業の施設に向つての要求度を増進し來つたと云ふ事實は明瞭である。

聽て明治四十三年に入るや、此處に愈々思成會を中心とし、其の他有識階級の壯年青年有志を集めて成る一團に依つて熾烈なる一大合併促進運動が起され、其の投じられたる烽火は、旋風を捲いて立ち上つたのであつた。之れ等旋風の運動の中心人物は未だ歳は三十前後の潑瀾たる精氣、進らんとして旺溢せる若々しき血の所有者、其の他關係人物も亦多くは有識階級の壯青年であり、捲き起されたる此の運動は將に舊弊を焼き燼さんとするの猛火であ

つた。

第二項 合非兩派の中心勢力

思成會々是

思成會は明治三十年、地方公共に貢獻盡瘁するの趣旨の下に、有識階級殊に主として當時壯年、青年の集合によつて組織されたるもので、發會の當時から常に四ヶ町村の合併實現促進説は同會の會是として唱導されてゐた。

されば更に一面から之を言ひ換へて見るならば、同會は四町村を合併すべく常にこれに最大の奔走努力を拂ひ、之れが達成を期し、實現を期して生れたものとも云へ得るのであつた。

然して同會長は、發會の當時宮内可一氏で、氏は當時歳僅かに二十七の青年であり、父君は棟吾、舊藩岡部侯に仕へて小臣ではあつたけれども、明治維新時、大政奉還の機運に際會して、果然大勢を達觀するところあり、早くも仕を致して一商人となり、白粉製造の業を創始した、之れ即ち岸和田工業の沿革を語る上に忘るべからざる宮内白粉製造所である。

氏は其の第二子として明治四年五月當岸和田に於て生れ、同十九年小學校の課程を修了して家にあり一夜深更獨ひそかに心に感ずる處あり、曰く現下の時勢は、唯徒らに村童と相伍して空しく遊び暮すべきの機にあらずと、同二十年一月幡然として大阪に出て豫章館に學び英漢數を修むること三年時偶々不幸にして父君

の訃音に接した。

曩に長兄は初幼にして世を去り、既に母をも喪つてゐた氏は、遂に己むなく、長恨の涙空しく故郷に歸り直ちに先父の業を襲ぎ専心家業の鉛白製造に勤め、家運の向上を謀つた、時に歳二十、資性、溫厚にして寡言なれども、卓越せる識見を持ち、またよく地方憂慮の一人者たるを失はなかつた、

こゝに明治三十年、少壯有爲の人士に依つて思成會の組織されるに及び氏は選ばれて之れが會長となつた、更に同三十四年以降は、當時の岸和田町會議員、學務委員たり、一方實業界に於ては自工場を經營するの外、同四十一年一月泉州織物株式會社の創立するに至つては、その取締役たるなど、斯く公私を通じて地方樞要路に位置し、然も四ヶ町村の合併を會是として之れを唱導する思成會の牛耳を握る氏が、今や合併運動の中心人物たりしことは極めて當然であつた。

促進運動の中心人物

流石に熾烈であつた、旋風のなるこの合併運動促進派の陣容を、當時に溯つて觀察すれば、其の中心には謀將たり關將たる、三大人物の鼎座を發見する。

其の一人は前述の宮内可一氏で、他の二名は、廣澤耕作、中村宇一郎の両氏で、両氏も亦宮内氏と共に同町會議員たり地方有力者で、其の年齢も相伍して何れも三十前後の少壯であつた、同派に猛進的氣分の漲つてゐたつたと云ふことは、斯うした陣容狀態

から見ても思ひ半ばに過ぎることである。

當時四町村を包含する所謂岸和田なる輪廓内に於ける財界勢力の分野は二つに分れてゐた、然して其の一方は、士族派の袖領、川井爲己氏に依つて掌握され、一方は純實業派の頭目寺田甚與茂氏によつて左右せられてゐた、現在こそ寺田王國と歌はれ最早隨從を許さざる財閥系統を形成し獨占的觀を呈してゐるけれども、當時はなかく、流石に寺田系一派も川井系に對しては容易に頭を上げ得ない、それは一大敵國であつた。川井爲己氏は當時、我が岸和田及び泉州に於ける財界の脉動を鑰する、然して岸和田發達の一源泉たる五十一銀行の取締役頭取として、其の他大會社の重役たり地方選出の前衆議院議員として、一大權勢を普殖し、宛然一方の財閥をなす感を示してゐたのである。

廣澤耕作氏は、當時五十一銀行内に樞要の位置を占め、川井派に於ける唯一の謀將として、自然の潛勢力をなしてゐた社會的地位と、更に其の沈着果斷的才幹と激流に逆行する石の如き膽量とを包容する氏の人格とは、主張を同じうする、同志の集團に介在して、自づから其の中心人物たらしめた、現今は單に岸和田財界の一彗星としてのみ目さしめ、地方政界からは既に隱遁形をなしてゐる氏も、當時は財界には勿論地方政界にも、其の活躍は目醒しいものであつた。

中村宇一郎氏は、青年時代の當初家業驗習の爲め東都に遊び、

歸岸するに及で印刷業を自ら經營し、五軒屋町、北町の商家を中心とし其の他町有志商店をも網羅して、店舗繁榮策を相互講究實

四町村合併促進運動の中心人物

廣澤耕作

宮内可一



中村宇一郎



施するの目的を以て組織されてゐた、商工組合を率ゐる加ふるに、少壯町會議員として、將に一方の重鎮たるの素資を認められ、殊

に募寮中の最年少者として其の活躍を恣にしたものであつた。

以上の如き人物を中心とする、合併促進運動は、文化的欲求をそゝる、背面に茅海の彼方大阪阜頭から神戸港を望みつゝ、前面は灘波、和歌山を連絡せる、電鐵の軌りに耳を欽てながら、最早や猶豫すべからずとなし、一日の逡巡は、それだけ地方發展文化の上に一日の不利、落伍を來すものなりとの強い主張の下に、矢も盾もあらせぬ氣勢を示したのであつた。

反對運動と中心人物

之れを後世人、或は絶對第三者に位置して、公平と大勢的見地から觀望する時は、よし之れが當然の主張であり、自然の運動であるとするも、曩に擧げた合併實現遲遷の原因理由と殆ど同様の意味に於て、反對或は尙早の對敵運動、若しくは軋轢の起るは、一國一地方を問はず、維新の際に見る、當然已むを得ざるの現象であると共に、其の當不當、其の勝敗は問題外として、趨勢は結果をして歸せしむべき處に歸せしむべければ、敢てまた之れを憎むべきにもあらざらうことを思ふものである。

岸和田も亦一般に漏れずして、其の維新たる、この四町村合併の實現に際して、促進運動に對する、尙早派の反對運動が對戰的に現れたのであつた。

斯くの如く反對運動を起した、尙早派が合併運動を防止すべく叫合せる、當時の陣容を想ひ眺める時、それは二大人物を中心に、之れを圍繞せる一大勢力であつたことを認め得ると同時に、之れ

に依つて起された、その反對運動も亦、從つて頗るの強烈さを示してゐたことをも窺知されるのである。

浦田甚之右衛門



川崎長左衛門



反對運動の中心人物

そも其の急先鋒たる両者とは、何れも押しも押されもせぬ地方屈指の有力者で、然かも年齢の點から見ても前者の破竹的銳氣漲り、沸騰的血流の迸らんずる少壯の士なるに比して、後者は共に、既に分別盛りと云はんよりも最早や其の域を過ぎて、石橋をも叩いて渡る底の堅實味を希ひ、極めて要心深い頃の年配、加ふるに千軍萬馬の間を往來せる老将であつた。

其の一人は、當時の岸和田村の村長たり、池の端の太閤とまで歌はれつゝゐた智者にして才人たる、浦田甚之右衛門氏であつた。氏の性、きくならく人情に厚くして義に堅く、之れを一言にして云はゞ、情の

人なりと、或は然らんか、偶々彼の港灣事件が勃發したに及んで之れを反對尙早の骨子的理由として、高井泰三氏に對する、義と人情とを盾に取つて最後まで奮戦苦闘を續けた、其の間に氏の性格の躍如たるものありと見ることも出来るのである。

他の一人は、沼野村を中心に一帯の人望を双肩に荷負ふて立つ、硬骨、敦厚の徳望家、當時沼野村の村長であり、當地方選出の府會議員であつた川崎長左衛門氏であつた、氏は私財を投じ自己所有の地を寄附提供して迄も村道を開鑿する等の得難い愛郷的篤志家である事實に徴して見るも人望の歸趨また推して知るべきである。

斯くの如き中心人物を各々急先鋒とする、兩派のそれ／＼自派の主張を宣傳して、同志を叫合するに努め各々策戦を廻らし、東奔西走に日も夜も繼いで尙足らざる迄の活躍は以て自派の主張の貫徹と實現とを期したものであつた。

されど人の意志に強弱あり、其の境遇に差異あり、従つて同志の叫合に協議集會に盛衰弛張あり、其の策戦進路に變遷推移のあらべきを免れない。

今、兩派を通じて其の主張と其の策戦進路の變遷推移に從ふ、溯る當時を探究し觀察考査し以て、其の事實を事實と、更に其れ等に伴ふて下し得べき當然の推斷をも加へて試みんと欲するは、之れ一層兩派間の關係並に其の間の經緯等を明瞭ならしめるの意

ならんと信じたからである。

第三項 急進運動の直接二因と其の主張

合併運動を起さしむべく、漸進的に押し寄せ來つた遠因形の誘導については、それは四ヶ町村を合併し更に市制度の今日あらしめた原因なりとして、其の細大を網羅して系統的に之れを前編の梗概に一括して述べて置いた通りである。

然し明治四十三年から四十四年にかけて起つた、彼の猛烈なる急進運動を爆發せしめた、導火線とも見るべき、直接の原因は、大体に於てそれを地方人一般の頭に起つた、思想界の變遷に伴ふて現はれ來つた、政治的思想の勃興とも認めることの出来る、地方自治方面の第一期覺醒であつたとも云へ得るのである。

而して此の運動は、國家の大局を觀望して、時勢に目醒めた、少壯其の他知識階級に依つて、地方偏狹的舊弊を打破せねばならぬと、極力標榜されつゝ、起つてなされたものであつた。

斯く同派が、之れと認め、之れを打破せんと主張した、當時岸和田輪廓内の疾患的、その弊としては、細微に涉つたならば、相當多かつたらうけれども、其の核心たり、基調たる事實として、二大問題を捕まへて提さげ起つたのであつたことを窺知し得るのである。

組合會紛糾の除去

然して其の一は、四ヶ町村組合會に於て、土

木及び學校方面に、其の共同事業として施設の上に要する、經費割當の困難、更に分擔額決定の際其の都度起る、自己町村の負擔額を努めて小ならしめんとする、沒他利己心から、それ／＼吐き出され来る紛糾の除去これである。

斯くの如き紛糾が繼續される限り、各町村が固執する弊風の除去されざる限りは、道路及町水道と云ひ、港灣、學校諸問題といへ總て、地方文化的施設、産業の誘發的設備、教育機關の完備等は、悉く得て望むべからざるものなりと論じ、然かも斯くの如き弊を除去するは、目下の急務なりと斷じ、然して其の道は一に四ヶ町村の合併に俟つの外はないと主張したのであつた。

變態爲政の打破

其の二は、今も當時も各町村役場に、それ／＼備附であるべき、徵稅臺帳に、當時當四ヶ町村は共に、甲乙二種別の帳簿を設附けてゐたのであつた、之れ或は、封建時代の遺物的精神から出發した計畫とも見るべきものか、こは勿論一に岸和田輪廓内の町村にのみ限られたことではなく、他の地方にも行はれた弊風ではあつたけれども、漸次殆ど改革され來つたのであつた、兎も角も之れ利己偏見の島國性たり、之れをより大なる地方並に國家的見地から眺めるならば、明かに罪惡たるを免がれない、斯くの如き舊弊は速かに打破せねばならないと云ふにあつた。

當時に溯る之れ等二種の臺帳とは、その甲は其の町村内に在住する當然登簿すべき總の戸數の内、其の一部分を記帳から控除し

て置く手品の材料で、各町村各自が、自己の自治圈内に降りかゝるべき、地方稅賦課總額の努めて少額ならんことを欲するの結果、特に案出作製して置いたもので、之れに依つて監督官廳から來るべき會計検査官の目を其の都度巧みに瞞着するの材料とすべき目的と性質のものに過ぎなかつたと傳へられてゐる。

また其の第二種たる乙は、甲簿の副産物として、各町村が特別秘密の支出をなさんとする上に演出する手品の種子で、其の支出費用に充てんが爲に徵收すべき控即ち内所の臍繰金子捻出の財源臺帳であつた。

然れども茲に秘密と云ふは、決して各町村長や町村會議員が、それ等町村民に對してなすの意味ではない、之れ單に監督官廳に對するの内密に過ぎないことは勿論であつた、要するに地方費負擔の輕減を謀らんが爲めに、策したもの、即ち各自自治圈内住民の福利の上に立脚して試みたものではあるが、然し之れ實に沒他主義の行爲であり、その町村民に對しては、變態的愛護として過まてゐる爲行方法であつたと云ひ得ると同時に、より大なる地方即ち其の府縣並に國家的見地よりすれば一種の罪惡たるを免がれない、之れ新人に取つて、嘔過することの出來ない、忍ぶべからざる重大問題とされたのであつた。

第四項 急進派優勢招來の三因

運動を起すに方つて急進派は斯くの如き、持論を提さげて立ち、斯くの如き主張を取巻いて同志を叫合し各々知囊の口を惜まず開き、寄る／＼策戦畫策を廻らして優勢を謀りつゝ、必捷を期したものである。

輿論の歸趨に棹した

元來四ヶ町村組合なるものは地方發展の趨勢に伴ふて生じた、輪廓内の不分離的事業の施設實現を目的として、成立したものである、従つて、其の趣旨に於ては頗る好都合なものであり、調法であり、其の範圍内に於ける、土木、學校の諸問題に對しては、地方に取つて最も有利なる解決を與ふべく組織されたのであつたけれども、其の關係事業は其の解決の總てが經財問題に屬し、そこには各々懷勘定を異にする、四ヶ町村の共同は其の負擔の上になる割當計算決定に際して少なからぬ困難を來したつたらうことは、今日から想像するに難くないことである。

各町村長並に同選出組合會委員は、それ／＼此の間に介在して自己町村愛護の上に、其の施設事業の位置及び性質其の他利害の遠近大小等から觀察して、其の費用分擔額引受けに際して、自町村負擔のなるべく僅少ならんことを主張せんとするは、自然止む難い現象であつたに相違ない。

従つて場合に依つては、事業の性質種類により相互間に大小の差こそあれ、幾度かそこに紛糾軋轢の演出されたつた事實は屢々傳へられてゐる、斯くの如き關係上思ふ如うに、豫想した施設事

業の進捗を期することが出來得なかつた。

當時は殊に知識階級の間に於て等しく、既に地方發展の狀勢よりしても、下水道問題と云へ、港灣問題學校問題といへ、更に／＼より完全なる施設遂行を要望されてゐた、而して之れが遂行現實の爲めには四ヶ町村を合併し打つて一丸とするより他に適當な方法かないとは、之れ知識階級一般の輿論として、空中に渦を卷いてゐた絶對に抹消することの出來ない趨勢であつた。

斯かる時局に際會して、急進論を眞向に振り翳す少壯氣鋭の一團が、此の力強い輿論の歸趨に棹して、急遽實現運動を起したといふことは、之れ民衆運動に於ける唯一の條件たる輿論を基礎として起つの原則の上を踏んでスタートを切つたもので、此の一事亦同派を最も有利優勢に導いた一因として見逃すことの出來ない事實である。

策戦の巧妙と川井爲己氏

愈々期は熟せりと、輿論の歸趨に棹してこゝに一大運動を旋き起し、極力持論の主張宣傳に努め、同志の叫合を計つた急進派は、毎夜の如く本町なる宮内可一氏所有の空家に集會しては策戦に繼ぐに策戦、以て如何に脅威を與ふべく、如何に反對派の意表外に出づるの策略手段を講すべきやに苦心してゐたのであつた。

その結果は先づ第一に此の運動の期成實現の爲めには、知識階級の活動に俟たねばならない、従つて之れ等の出勤參加を誘導し

慈愼するに勤めることを以て先決問題とする」と云ふに一致した。

議つて當時地方の知識階級一般の態度を測つて觀察するに、合併を必要とする」と云ふ意見が其の輿論であつたと同時に、それ等階級が一般に骨を折り、盡力奔走さへすれば、必ず成るものと多くが信じてゐたものではあつたらうけれども、さて然らば愈々直接、參加、盡力、奔走の要望慈愼に達着する時は、一般傾向として其の多くは、自己家職の業時を、地方發展の上に惜し氣もなく提供すべく割いて陣頭に立つことを避けたものであつた。

されば斯くの如き傾向は、聽て現れる團結運動の上に見る結果として、最初の集會時には叫合の同志として其の數實に百數十名の會場は滿員の盛觀を呈してゐた状態が其の後幾度が會集を重ねるにつれて、次第に其の數を減少し、最後には集會僅かに二十名をも算せざる寂寥を感じしめるに至つた、然れども同派運動の中心勢力や主義主張には、微の移動だもなかつた、従つてこゝに到達した頃は既に己に策戰方針の實現には殆ど總てを成功し盡して、一向期の熟するを待つばかりであつた。

抑もこの當初に於て一度かゝる方針を決定するや、先づ第一歩として、當時地方實業界に政治界に共に優遇せる位置勢力を占め當地有力者中の第一人者たりし川井爲己氏を説いて自派に同意せしめた。

爾來偉大なる潛勢力と斡旋盡力とを提供するに惜しまざる同氏

を中心として振興すべき同派の勢力は、蓋し權威であつたに相違ないと同時に斯く與つた同氏の力は合併の上に唯一の感謝すべき功勞であつたらうことを疑はないのである。

川井氏は舊岸和田村の住民であり泉南選出前代議士で又次回の總選舉には出馬の意思もあつた關係上輕舉を慎しみ自重を要するの立場から最初は徐ろに、急進、尙早の兩說主張を詳細に渡つて調査考究熟慮した、

川井爲己



推され急進派の領袖

ある。

尤も氏はもとより合併論者ではあつたけれども、急進具体案を提げて合併即行の運動を試みやうとまでには未だ考へを經めてはゐなかつたので

然るに偶々急進運動の幹部たる、宮内、廣澤、中村等の少壯諸氏が、矢繼早やに幾度か詰め寄せて、自派の持論主張を熱烈に吐露し、之れに同意賛成せしめんと力説したのであつたから、同氏も愈々眞剣の態度を以て詳細に調査熟慮することになつたのも當然のことであつた。

一方尙早派なる反對運動の中心人物たる岸和田村長浦田甚之右衛門、沼野村長川崎長左衛門の両氏とは、最も親交ある友人の間柄であり、且つ同氏はまた前記の如く反對運動の策源地たる岸和田村住民の一員であつた、斯うした關係は同氏が態度決定の上に少なからぬ苦痛を與へたつたことを想像する、

然れども斯くの如き私的關係の心情は公的見地よりすれば、何等の價值あるべきものではないけれども、唯兩派に接しそれらの意見主張に耳を傾ける時共に堂々各固定の意見を提げてゐることを思ふ、況して急進論といへ、尙早論と云ふも、絶対に方向を反對にするものではなく等しき方向の上に其の速度のみが異なる兩派であつたと云ふことに於て、流石に迷ひをこゝに生じた同氏も霸氣旺盛せる少壯派の焚くが如き熱心と激しい運動に動かされて遂に急進論に賛意を表し、之れが實現を期すべく幹旋盡力の誠意を約したのであつた。

川井氏を説服し賛同せしめた急進派は、騎虎の勢を以て寺田甚與茂氏を説き、宇野四一郎氏を説き其の他知識階級の諸有力者を説いて賛同せしめ、こゝに百有餘名を連ねて、反對派に一大脅威たる、四ヶ町村合併期成同盟會を組織し、川井爲己氏を推して會長となし、三十名を選定して委員とした、斯くて前記の如く宮内氏の空家に會合しては破竹の勢を以て猛烈なる運動を繼續したのであつた。

以上の如き巧みなる策戦は同派をして優勢に導いた頗る重要な道程で之れ第二指を屈せんとする一因である。

斯くの如く合併急進運動は、明治四十三年の春、輿論に立脚して起ち、其後幾多の策戦奔走を重ねて優勢なる傾向を辿つて來た。

聽て同四十四年二月廿五日内務省に提出さるべき、四町村合併の申請書は、府廳を経由すべく既に時の大阪府知事高崎親章の手に到達した。

港灣事件の勃發

之れより先き四十三年末に至つて、十一月中偶々彼の八釜敷かつた港灣事件が勃發した、之れ急進運動の持論主張を實現貫徹せしむべく最も有利絶好の機會を與へたのであつた。斯く一方に頗る有利である反面他の一方に甚だ不利益な結果を與へたことは、急進派優勢招來の因果を語る上に於て見逃すべからざる、最大原因とも認め得べく、之れ今數へんと欲する第三因である。

四ヶ町村合併と港灣事件と云へば、之れ一連の對語として地方人の頭に不分離的に記憶され、一度口の端に四ヶ町村の合併を上人の必ずや、此の勃發事件をも語らざるはない程當時八釜敷かつた問題である。

當時港灣修築費に對する地方費の補助額は、總額の七分までを支出され得ることになつてゐた、されば我が岸和田四ヶ町村聯合

組合會に於ては總豫算額の僅に三分の支出見込みを以て修築の起工遂行に取り掛ることが出来たものであつた。

此處に港灣修築の計畫を提げて豫算を編成するに當り、實際は五十萬圓を要するものとして、之れを計上すれば足る施設程度の計畫なりと假定せよ。斯かる場合に手段の上から、八十萬圓を計上して置いたならば之れに對する地方費の補助額だけでも既に五十六萬圓と云ふ實費以上の金額が算出されることになる、此處に於てか其の書類面に現れる糊塗のみを以て、町村負擔額たる二十四萬圓に對しては、實際總一文も支出するを要せずして、唯帳簿面の符合とつくりひに依り、豫定の施設事業の遂行完成を期することが出来のである、此の理法を實際問題に臨む細微の實數に當て嵌めたものが、之れ即ち當時八釜敷かつた岸和田港灣事件の内容である。

斯様な間違つたやり口は單に港灣修築にのみ行はれたわけではない、道路改修問題についても、府縣道關係のものは、其の補助歩合の上に多少の相違こそあれ同様の手段の下に違法事が演出されてゐたものであつた、之れに對して、當事者側一般に説明せしめるならば斯うである、例へば土地の買収に於て見ても、町村長を初め町村會議員其他地方有志の斡旋盡力に依つて時價の半ば或は三分の一に當る價格を以て提供せしめてゐる、其の他諸材料並に勞力に於ても同様の奉仕をしてゐるのであるから、町村が其の

負擔額を支出してゐないと見るは只形式上の事柄で實質に於ては立派に支出責任を全うしてゐる」との信念と主張とを持つてゐたものであつた。

斯くの如き觀念は、之れも前記甲乙二種の徵稅臺帳と同様單に岸和田地方のみに限られて認められるものではなかつた、他の地方に於ても殊に田舎の町村に多く懷かれてゐた、舊思想の遺物で、所謂舊弊である、然れども之れ理事者其の他一部の私腹を肥さんとして行はれた罪惡では決してないことは勿論ではあるが、法文の示す一の違法行爲であつたことは争はれぬ明瞭事である。

されど當時の町村理事者並に當事者と雖も、心中に斯かる行爲は違法である位のことは無論心得てゐた、唯之れは私事ではなく、公事犯である、而して假令不幸にして暴露することあつて、其の罪に問はれることあるも、それは忍ぶべき地方公事の爲めの犠牲であると思ひ、決して私的人格を傷つけるものではないといつた、一種の麗はしい犠牲的精神の下に、身を以て難に當るべきを將來に豫想しながらも、治下の住民を愛撫した態度それは變態性ではあるにもせよ、其の男性的精神美を仰いで轉た感激の情を禁じ得ないものがある。

時恰も四町村合併急進運動猛進の眞中、四十三年の十一月中突然港灣に關する此の手段方法の内幕が暴露してしまつたのであつた。

當時四ヶ町村聯合組合會の輪番會長は、濱町長高井泰三氏であつたが、元來此の組合會長は四町村長が輪番で之に當る規約になつてゐた、高井氏に取つては偶々時の輪番組合會長の椅子にあつた故を以て、四ヶ町村を代表して犠牲的に同情すべき災禍が其の身の上に降りかゝたのであつた、

突發事件に關する一説 尙同組合會當時の状態並に該港灣事件突發の原因等については、更に多少異なる一説が傳へられてゐる、之れ亦一面の信を置き得るものとも思ふ、

抑同組合會の濫觴は前述の如く明治十三年頃に始まり、其の後幾多の變遷沿革を閲したものであるが、最初は兎も角も無難に經營されてゐたけれども、次第に組合事業の擴大に伴ふ經費の膨脹と共に分担支出の掛け引きが主大原因をなして紛擾に紛擾を重ね、軋轢を醸し、はては規約に基く輪當番組合會長たることを各町村長の何れもが回避して自己の當番に廻り合せても努めて之れを引き繼がうとはしなかつた、尙只單に回避するのみならず當番組合會長其の人によつて治まり具合を異にし、紛擾の度合にも亦差違があつた、就中岸和田町長安藤祥始氏が當番組合會長の椅子についた時程紛糾が多く其の度合の甚だしい者がなかつた、之れに反して濱町長高井泰三氏は、四町村長中の最年長者であつた爲めか同氏の當番中は比較的紛擾が少なく治まりがよかつた、斯うした關係上他町村長の回避する毎に、濱

町は直接港灣に至大の關係がある立場とが相俟つて其都度押しつけられては已むを得ず、二年三年も連續的に居座らねばならぬことが幾度かあつたものである、

現に事件突發の當時も實際の輪番會長は岸和田町長安藤氏に當つてゐたものを、之れが回避の結果、浦田、川崎兩村長等の勸めもあり、已むなく三ヶ年間も連續して其れ等の代理會長を勤めてこゝに至つたのであつたと傳へられてゐる、

尤も斯くて明治四十三年夏の頃に至り他の二、三、地方に道路問題として其の違法手段が暴露して遂に其の責任者の處罰された實例が現れて來たので、その際高井町長の息清重氏は父君の立場を慮り、高井氏に對して諫告する處あり爲に當然の輪當番たる岸和田町長安藤祥始氏に其の椅子を引渡した、そは夏も早や末つ頃であつたと云ふ。

聽て事件の突發は同年十一月であつたから其間僅かに三四ヶ月である、其の直接原因についても一説がある、前郡會議員にして當時濱町に視新太郎氏といふがあつた、安藤氏が組合會長の椅子についてから問のないこと視氏は自己庭園に用水を引き入るべく古城川の下流に杭を打ち込んだ、此の時安藤氏は組合會長の權利を眞向に振り翳して、視氏が一片の諒解も求めず届出でもなくしてなせる此の舉の非を難じたのであつた、豫て安藤氏に對して多少の反感を持つてゐた視氏は餘りに四角張つた

安藤氏の此の言動に少なからぬ憤慨を懷いた、

尙斯様に平常丸からざる安藤氏の態度行動は他の有志間にも反感を懷かれてゐた關係上單に視氏との間の紛争が引いて之れ等有志間に反安藤熱を煽り、非難の聲を高めそこに意外なる紛糾を出現するに至つた、こゝに於てか反安藤派の有志の間に誰云ふとなく組合會長たる彼安藤に痛棒を加へよとばかりに偶同氏が現在當の責任者であると云ふ處から港灣改修に關する違法手段を摘發して闇の事實を明るみの口の端に頻りと上す様になつた之れ突發事件の直接原因で此の紛糾が導火線をなしてこゝに至つたものであるが結果は思はざりき覬ひの目標が外れて意外にも其の災禍は高井泰三氏の身の上に降りかゝつたのであつたと之れ道聽途説風聞の一説として無氣に退くべきものでなく一の裏面史として信を措くに足るものとも思ふのである。

尙四ヶ町村聯合組合會に關する記録として存在するものゝ中から其の關係議員の顔觸を抜抄採録すれば次の如くである

(明治四十四年現在)

岸和田町Ⅱ辻 松吉、宮内可一、堺安之助、

谷 深藏、寺田元吉、小山藤平、

荒木勝次郎

同 濱町Ⅱ坂口 治平、角野善平、左納治郎榮、

加減三造、佐野清平

【106】

岸和田Ⅱ村辻 利平、岸田喜代門、浦田榮吉、

道姓德太郎

沼野村Ⅱ覺野伊三郎、西村作二郎、森川寅吉、

川崎由松

右管理者ハ四ヶ町村長毎年輪番ヲ以テ管掌スルモノトシ本年ハ沼野村ノ當番トナリ(便宜濱町ハ沼野村ノ代理)とある。

事件の内容調査に時日を移し、程經て遂に判官の裁決は、二ヶ年の刑、三年の執行猶豫と云ふことになり同時に他の三ヶ町村長はそれ〴〵遺責に處せられた、此處に於て各町村長の總ては、自己が不徳の致す所なりと其の責を感じて連袂辭職の舉に出たのであつた

之れ急進派に取つて最も有利とする處、元來四町村長の全部、が尙早論者であつた關係上其れ等の總辭職に依つて、急進派に與へた好機は一入其の氣勢を煽つたものである。

當時の各町村長を見渡せば濱町は前記の高井泰三、岸和田町は安藤祥始、岸和田村の浦田甚之右衛門、沼野村の川崎長左衛門の四氏で、何れも地方有力者の元老株であつた、之れ等各町村長が連袂辭任するにあつて、岸和田町長たる安藤祥始氏のみは、信する所あつてか一人辭任しやうとはしなかつた。

そこで急進派に於ては、此際町村長の全部を辭任せしめるでなければ自派の進行上萬事に不得策なりと云ふ所から其の謀將中村

宇一郎氏等は、種々熟議を凝した上、安藤町長が股肱の町會議員堺安之助外二三氏を説きつけ、安藤氏に向つて辭任せしむべく諫告の勞を取らしめた結果遂に同氏も意を翻して職を辭することに決した、斯くて四ヶ町村の全部が急進派の要望に合する如き町村長無き形となり、其の後は總てがそれぞれ助役によつて代理事務を處理されてゐた。

所謂岸和田なる輪廓内の小天地は、明治維新以來未曾有の政變來を現出せんとする運命の上に立ち、沸騰的大混亂を演出したのであつた。

急進派に取つては、求めんとしても得べからず計画的に如何に術策を弄するとも作し得べからざる、此の絶好天恵の機運に際會して、少壯新人の筋骨は鳴り其の血は躍りに躍り、此の機を逸すべからずとなし、既に成れる、思成會を中心に知識階級の有志を以て組織されてゐた、彼の四ヶ町村合併期成同盟會は、その主張の貫徹に向つて猛進したのであつた。

第五項 尙早派なる反對側の態度と運動

尙早派の態度愈々鞏固

一方浦田甚之右衛門、川崎長左衛門の兩氏を中心とする、反對側なる尙早派は元來各町村長等とも略々共通の意見を持つてゐたもので、即ち合併に關して絶對の反對ではないが、四圍の氣勢は未だそこまでの急劇に差し迫つてゐるわけでは

ない時期に於て尙未だ早いとの見解から、其の時期の到來まで暫く待つべきものとして、急進派に反對の態度を取りつゝ來つたのであつたが、殊に偶々港灣事件の勃發した結果として、高井泰三氏の一身上に降りかゝる、その氣の毒な災禍は、之れ個人の爲めではなく一に土木、學校に關する聯合組合會の輪番會長たる公人としての違法行爲に對する、責任の上に立つ公的犠牲となつたのである以上、四ヶ町村民としては、之れを同氏の爲めに悲しむべきが當然なるにも拘らず却つて反對に此の機に乗じて、合併を實現せんとするが如きは、之れ實に没人情的行動なるも甚だしい、加ふるに四ヶ町村長は全部缺員である、若したつて急進即行運動を繼續せんと欲するならば先づ四町村長を選舉就任せしめて然る後に爲せよ、とて何處までも裝するに甲冑を以つて戦ふに鎗刀を提げて吾れこそは云つた底の純日本古代式の交戰道德を掲げて其の實行を迫つたのであつた。

然れども急進派に於ては、尙早派の主張するがまゝに今新に四町村長を選舉就任せしめることは、之れ徒らに反對派に勢力を得せしめ更に其の間、時日の餘裕を與へて種々なる策戰を廻らさしめ一層そこに、根據的理由の確保を與へしめるの所以であると主張し、

尙且つ尙早派が今斯くの如き主張をなすは、畢竟之れ此の際斯くあらしめんと欲する苦肉の策に相違なしとて恰も老狐に對する

が如き態度を以て之れを目し、各町村長總欠員中を幸に、こゝぞとばかりに實現の進路に向つて猛進したのであつた。

愈々急進派の出でんとする、斯くの如き態度を見て取つた尙早派は、よしそこ迄没人情的行動を敢てせんとするに於ては、直接内務省に出頭し、此の顛末を陳情し此の主張を披歴して、必ず合併を延期せしむべく飽迄反對せんと頗る鞏硬なる態度を示したのであつた。

尙早派の奮戰的運動 急進派は曩に川井爲己氏を説いて之れを賛同

せしめ、爾來同氏を頭目とし、中心として着々運動を續け來つた、反對の一方尙早派は勢力擴大の策略として、既に急進派に賛意を表しそれと行動を共にしゝゐた、然かも合併期成同盟會委員たる、寺田甚與茂氏は、單に財閥關係の上から見て、川井氏と反對の立場にあることを熟知してゐる浦田、川崎の兩氏等は、之れを逆に説き落して以て、自派の袖領に推さんと畫策し運動を起したのであつた、之れが爲めに、最初から急進派の一員たる流石の寺田氏も、あはや將に反對派なる、此の一方に同意せんとした形跡さへあつたと傳へられてゐる、

辛うじて、尙早派の説に對して明確なる賛意を表さずに了つた寺田氏が、其の後期成同盟會の集會毎に顔を見せなくなつたのも此の頃からであつたと云ふ。

斯くの如く防備頗る堅固なる敵陣に深く踏み入つて其の幹部を

さへ辣し去らんとする如き猛突撃を試みた程の激しさであつたから、況して其の方面に向つて、活躍された運動の熾烈さは推して知るべきである。

浦田、川崎兩氏の絶對勢力範圍内に屬する、岸和田村及び沼野村の兩村内の一致反對團結に於ける、また府廳との間の運動、更に當時政友會大阪支部長たりし前大阪府知事菊池侃二氏をして、内務省に向つて陳情其の他延期すべく運動をなさしめた、など、極度の猛進努力を拂ひ、熾烈なる活躍を試みたつたものである。

第六項 自申請至認可路經と兩派の混戰狀態

其の一 發案稟請と願書並意見上申

四町村會は合併の可否を決定上申 一大突發事件たりし岸和田港灣問題も明治四十三年十二月下旬に結了した、然して殆ど同時に四ヶ町村長は連袂總辭任を執行することとなり、翌四十四年一月には濱町のみは前町長高井泰三氏の推選に依つて、隣村からの庸兵町長たる森田榮氏を迎へて其の後任と決定したが他の三ヶ町村は新に町村長を敢て選舉せずして各々助役をして代理事務に當らしめてゐた。

尤も總辭任の當初に於て泉南郡長は其郡書記をして事務を管掌せしむべく岸和田町には、木村己之助氏を、沼野村には仁志美明氏をそれ／＼任命派遣したつたけれども、それは數日間の短時日に過

ぎなかつた。

既に有力なる合併論者を以て網羅し組織された彼の合同期成同盟會の盡力斡旋が與つてそこに力をなし愈々四十四年二月十三日を期して四ヶ町村は一齊に町村會を召集し「岸和田四町村を合同して(廢するの意味)新に岸和田町を置くの可否決定の件」を附議した其結果は沼野村唯一ヶ村を除くの外は合同し一行政区を置くを以て可として之に決定し、それぞれ議事録の謄本を添附し町村制に基く、地方長官の諮問發案を要請すべく郡衙を経て稟請書を府知事に提出した。

今當時の關係書類として其の中に保存されてある其等の稟請書並に議事録謄本の一、二を引き抜いて見ると二町一ヶ村共に次の様な形式手續を取つたものであつたことが分かる。

稟 請 書

明治四十四年二月十三日本町會ニ於テ岸和田町、岸和田濱町、岸和田村、沼野村四ヶ町村之行政区劃ヲ廢シ新ニ一行政区劃ヲ置キ岸和田町ト稱シ、同一方針之下ニ教育、衛生、土木其他ノ各設備改善ハ勿論、進ンテ町ノ發展ヲ圖ルハ機宜ヲ得タル策ト確認シ別紙之通り決議候ニ付キ町村制第四條ニ據ル發案相成度關係書類相添此段稟請候也

明治四十四年二月廿二日

泉南郡岸和田町長代理

大阪府知事 高崎親章殿
助役 川崎藤七印

大附府泉南郡岸和田町第一回町會議事録

一、明治四十四年二月十三日午後一時議員定數ニ滿タス漸次出席午後一時三十分開會

- | | |
|------------|------------|
| 一 番 堺 安之助君 | 三 番 赤井由三郎君 |
| 四 番 岡田伊平君 | 五 番 塔原重吉君 |
| 七 番 十場繁之助君 | 八 番 廣澤耕作君 |
| 十 番 寺田元吉君 | 十一番 荒木勝次郎君 |
| 十二番 辻 松吉君 | 十三番 中村宇一郎君 |
| 十四番 宮内可一君 | 十五番 日高邦道君 |
| 十六番 津田平兵衛君 | 十七番 覺野久吉君 |
| 十八番 谷 深藏君 | |
- 一、本日他行ニ依リ欠席シタル議員左ノ如シ
六 番 澁谷治平君 九 番 小山藤平君
一、欠 員 一 名
一、議長川崎助役 去ル十日付岸第一〇七號ヲ以テ及告知置タル議案第一號寄附收受並ニ處分ノ件、議案第二號町有土地賣却ノ件、議案第三號小字名改稱ノ件、議案第四號四箇町村合同ノ件議決ノ爲メ本日開會ノ旨ヲ宣シ議案第一號ニ對スル第

一次會ヲ開ク旨陳告書記ヲシテ議案ヲ朗讀……以下中略……

引續キ議案第四號四ヶ町村合同ノ件第一次會ヲ開ク旨陳告シ
書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム

書記議案朗讀

十番寺田君 本員ハ原案ニ賛成ス、十三番、五番、壹番、三番
續々賛成者アリ

議長川崎助役 然ラハ採決セン十番說ニ對シ同意者ヲ起立セシ
ム

起立 十三名 多數

議長川崎助役 十番說ニ對シ起立多數ニ付原案ニ決スル旨ヲ述
ヘ引續キ第二次會ヲ開ク旨ヲ陳告シ書記議案朗讀ヲ省略ス

十四番宮内君 本員ハ原案ニ賛成ス且本二次會ヲ以テ確定議ト
セラレタシ、八番、一番、十七番、十番等續々賛成者アリ

議長川崎助役 然ラハ採決セン十四番說ニ對シ賛成者ヲ起立セ
シム

起立 全員

議長川崎助役 十四番說ニ對シ全員起立ニ付議事方法ヲ省略シ
本二次會ニ於テ原案確定ノ旨ヲ述ヘ此レニテ本會ニ提出ノ議案
議了ニ付閉會スル旨ヲ宣告ス、午后二時ナリキ

本會ニ提出ノ議案及議決ノ要領左ノ如シ

議案第一號

寄附收受並ニ處分ノ件

原案可決

議案第二號

町有土地賣却ノ件

原案可決

議案第三號

小字名改稱ノ件

可案可決

議案第四號

四箇町村合同ノ件

原案可決

右會議ノ顛末ヲ記錄シ朗讀セシメ其相違ナキヲ認メ議長及議員
二名署名捺印スルモノ也

明治四十四年二月十三日

議長 川崎 藤七 印

議員 中村 宇一 耶 印

同 谷 深 藏 印

右原本ニ依リ謄寫候也

明治四十四年二月廿二日

泉南郡岸和田町長代理

助役 川崎 藤七 印

岸 和 田 村

村會決議及議事錄謄本報告

本月十三日開會本村會ニ於テ左ノ件ヲ決議シ其議事錄謄本ハ別
冊ノ通り右及報告候也

明治四十四年二月十六日

泉南郡岸和田村長代理

助役 浦田 榮吉 印

泉南郡長 岸 正 形 殿

決議ノ件

第一號議案

一、當岸和田村ハ岸和田町、岸和田濱町、沼野村ト合同シテ新

ニ岸和田町ヲ置クノ可否決定ノ件

右合同スルコトニ決定

但シ條件付

一、合同ニ對スル付屬條件

新町會議員數ハ各町村戸數ノ多寡ニ依ラス各町村平等ニ選出

スルモノトス

十一番岸田喜代門建議可決

別冊

大阪府泉南郡岸和田村會第二回議事錄

明治四十四年二月十三日午後一時十分開會

一、本日出席シタル議員ハ左ノ如シ

二番 辻 利平 六番 佐野馬太郎

七番 野口捨吉 九番 岸村保次郎

十番 宇野保太郎 十一番 岸田喜代門

十二番 川岸 丈吉

一、本日欠席シタル議員ハ左ノ如シ

一番 浦田 榮吉 三番 辻 孫代門

四番 道姓德太郎 五番 白谷 力松

八番 植山文二郎

議長(十二番川岸)ハ村長缺員、代理者タル助役モ病氣欠席ニ付町村制第四十條二項ニ依リ年長者ノ故ヲ以テ本員ヲ議長トセラレタルニ據リ其職務ヲ執ル旨述ヘ尋テ本月十日付第七號ヲ以テ及告知タル本村會議員宇野保太郎外七名ヨリ建議ニ係ル本村ヲ岸和田町、岸和田濱町及沼野村ニ合同シ新ニ岸和田町ヲ置クヲ以テ公益ナリト認ムルニ依リ四ヶ町村合同ヲ決議シ町村制第四條ニ據ル發案ヲ府知事ニ陳情セントスルノ件、是ヨリ開會シ第一次會ニ移ル旨ヲ陳告シ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム

十番(宇野)曰、本案ハ單純ノ議案デアリマスカラ二次會三次會ヲ省略シ第一次會ヲ以テ直ニ可決確定センコトヲ希望シマス

二番(辻)曰、十番說ニ賛成

議長(川岸)曰、十番說ニ賛成モアリマスカラ他ニ異議モナクハ採決致シマス、十番說ニ賛成ノ方ハ起立

満場 起立

議長(川岸)曰、總起立テアリマスカラ第一次會ヲ以テ本案可決確定シマス

十一番(岸田)曰、本案可決ニ付屬スル條件ヲ建議スル旨ヲ述ヘ即四ヶ町村合同セハ各町村戸數ノ多寡ヲ論セス議員數各町村平等ニ選出スルコトヲ合同ノ條件トセン第一次會ヲ以テ直ニ可決確定ヲ望ム

十番(宇野)曰、十一番ニ賛成

六番(佐野)曰、十一番ニ賛成

九番(岸村)曰、十一番ニ賛成

二番(辻)曰、十一番ニ賛成

議長(川岸)曰、十一番ニ賛成カアリマスカラ採決致シマス十一番說ニ賛成ノ方ハ起立

起立 全員

議長(川岸)曰、總起立テアリマスカラ十一番說ニ第一次會ヲ以テ可決確定シマス

二番(辻)曰、本員ハ合同ニ對シ希望カアリマスカラ一言致シマス即チ町稅地價割中田畑ニ對スル分ハ合同ノ際ニ於ケル課率ヨリ將來増課セサルモノトシ府稅戸數割賦課等級ノ標準ハ財産ニ依ラスシテ收入額ニ依ルモノトシ現在役場吏員ハ新ニ設クル役場吏員ニ任用スルモノトシ村有基本財産ハ本村ニ於テ適宜處分スルモノトセン

滿場異議ナシト呼フ

議長(川岸)曰、然ラハ二番ノ希望ヲ是認スルコト、シマス

【二二】

本會ニ提出ノ議案ハ議了ニ付本日ヲ以テ閉會スル旨ヲ陳告ス、午後一時四十分

一、本會ニ提出シタル議案及議決ノ要領ハ左ノ如シ

第一號議案

一、當岸和田村ハ岸和田町、岸和田濱町、沼野村ト合同シテ新

二岸和田町ヲ置クノ可否決定ノ件合同スルコトニ可決

但シ條件付

一、合同ニ對スル付屬條件

新町會議員數ハ各町村ノ戸數ノ多寡ニ依ラス各町村平等ニ

選出スルモノトス

十一番岸田喜代門建議可決

右會議ノ顛末ヲ記錄シ之ヲ朗讀セシメ其ノ相違ナキヲ認メ議長及議員三名署名捺印スル者也

明治四十四年二月十三日

議長 川岸 丈吉 印

議員 宇野 保太郎 印

同 岸田 喜代門 印

同 辻 利平 印

右原本ニ依リ謄寫候也

明治四十四年二月十六日

岸和田村長代理助役 浦田 榮吉 印

尙岸和田濱町も亦同様なる町會の決議に依つて同一形式の稟請書を提出してゐるが、今全文を採録するの繁を避け之れを省略して只次に當時の同町會議員の顔觸のみを掲げて置く、(以下十八名)

阪口 治平、濱口龜太郎、松村熊二良、

山崎秀四郎、松本 元吉、小玉 八平、

阪口 唯吉、三田長太郎、野口 勝太、

角野 善平、藪野 惣八、加減 三藏、

河内楠太郎、左納治郎榮、金納猪之吉、

宮内寅之助、佐野 清平、岡田 藤吉、

合併諸問發案稟請書進達と郡長の上申 斯くの如き形式を蹈んで、府

知事に提出すべき關係書類は郡衙を経由すべく泉南郡長の手元に集つた。

時の郡長は岸正形氏なりしも氏は持病の胃疾患にて殆ど病床にあり爲めに實務の總ては主席郡書記たる中井義朝氏専ら此の衝に當つてゐた、然して岸、中井両氏とも、常に行政區劃の單純化を主張し、隣接兩近義村の合併をも説いた程で殊に岸和田四ヶ町村に關しては熱心なる合併説の主張者であつた。

されは時偶々其の有志間に合併の要を力説されることとなり聽て斡旋盡力の結果二町一ヶ村は異議なく町村會の可決を見ることが出来た、残る一ヶ村沼野村も當時賛成者半數に達し之れも亦早晩全村の賛成を見るべきを想ふに難からざるの觀察より此の機を

逸せず必して實現を期せしむべく各町村の稟請書を取纏め同二月二十四日更に具さになせる其の理由書を添附して意見を上申したのであつた。

今も残つてゐる其等の關係書類中から此の上申書を抜讀する時瞭然として當時郡當局の岸和田合併に對する方針の全般を之れに依つて窺ふことが出来ると同時に將に合併せらるべき運命の上に立てる所謂岸和田輪廓内の時の狀勢が現れて髣髴たるあるを想はせる。

親第貳號

上 申 書

別紙岸和田町代理助役、岸和田濱町長、岸和田村長代理助役ノ二町一ヶ村ヨリ合併上申書提出ノ處由來右三ヶ町村及ヒ沼野村ノ四ヶ町村ハ世ニ之ヲ岸和田ト稱シ其區域舊岸和田城趾附近一體ニ亘リ人家密集シテ宛然一市街ヲ形成シ從テ人情風俗異ナルコトナク特ニ輓近村落ニ於テモ其本位タル農業者ハ全數ノ十分ノ二ヲ算スルニ過キス、コソ時ニ當リ合併ノ上申ヲ見ルハ時宜ニ適シタル措置ト認メ候、現今ノ如キ四ヶノ分立セル爲メ行政運用上鈔カラサル繁雜ヲ生シ自治發展ノ爲メ常ニ憂慮ニ堪ヘサル次第ニ有之之ガ爲メ從來當局者ニ於テ合併ヲ促セシコト一再ナラズト雖、時期尙早論者ノ爲メニ阻碍セラレ目的ヲ達スルコト能ハサリシニ近來四ヶ町村内ノ有志ニ於テ合併期成會ナルモ

ノヲ組織シ盡力斡旋ノ結果前記二町一ケ村ハ異議ナク纏リ沼野村ハ目下賛成者半數ナルモ早晚全村ノ賛成ヲ見ルヘキハ勿論ノコト、認ノ候ニ付コノ機ニ乘シ合併ノ御發案相成候ハ、意外ニ圓滿ナル解決ヲ見ルナラント相認メ候、目下當四ケ町村ニハ教育、衛生、土木等ノ改善ヲ要スベキ點多多アリト雖モ現時ノ如キ分立ニテハ到底完成ヲ望ムヘカラス而モ之ヲ一行政區劃ノ下ニ經營スルトセハ如上欠點ノ改善ハ勿論其他各般ノ事務ヲ整理シ健全ノ發達ヲ期スヘキハ炳カナリトス、尤モ將來ニ於ケル經費ハ豫期シ難ク候得共現時ニ於ケル分立經費ノ集計ヲ以テ新組織ノ町費ニ比セハ優ニ過剩ヲ生スルコトハ別表ノ如クニ候若シコノ機ヲ逸セハ却テ町村ノ紛擾ヲ醸シ行政萬般ノ經營上ニ於テ非常ナル障害ヲ生シ爲メニ自治紊亂ノ虞ナシトセス依テ速カニ合併御諮問御發令相成候様致度別紙區域表圖其他參考表添附上申候也

明治四十四年二月二十四日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事 高 崎 親 章 殿

沿革ト合併ノ理由

岸和田町、岸和田濱町、岸和田村、沼野村ハ其ノ位置舊岸和田城趾ヲ中心トシ西北一体ハ大阪灣ニ面シ東南ハ田野ヲ距テ、葛城犬鳴ノ諸山ヲ望ミ東西約二十二丁南北二十八町アリテ地盤海

岸ニ傾斜シ稍長方形ヲ爲ス、海陸共ニ交通便利ニシテ商工業繁盛ナル土地ナリ其領域ハ沼野村ノ内大字藤井同別所及岸和田村ノ内小字池ノ尻即チ鐵道以東ノ小部落ヲ除キ他ハ犬牙相接シ人家ハ城壕ヲ繞テ西北ニ延ヒ鱗次櫛比シ宛然一個ノ市街ヲ成ス世人此ノ四ケ町村ヲ總稱シテ岸和田ト呼ブ故ナキニアラス、而ルニ町村制實施ノ當時ニ於テハ岸和田村沼野村ハ農ヲ以テ本位トシ、岸和田町、岸和田濱町ハ商工漁ヲ以テ本位トシ人情風俗自ラ一致セサル點アルヲ以テ行政上之ヲ四ケ町村ニ分立セリ、爾來二十有餘年ノ星霜ト幾多ノ變遷トヲ經テ村落ニ於テモ各種ノ工業會社相續テ勃興シ現ニ明治四十二年末ニ於ケル四ケ町村ノ生産額ハ參百六十九萬五千五百拾四圓餘ニシテ而モ岸和田村、沼野村ニ屬スルモノハ參拾餘萬圓ヲ計上シ如斯形勢ノ推移セルヨリ自然農業ヲ廢シ商工業ニ轉業スルモノ頻々トシテ年一年ニ増加シ今ヤ鐵道線以東ニ於ケル一小部分ヲ除キ其他ハ商工業者トナリ現時ニ於ケル四ケ町村ハ商工ノ中心トシテ郡内無二ノ都會ヲ標榜スルニ至ル茲ニ於テカ亦行政區劃ヲ分立スルノ必要ヲ認メサルノミナラス寧ロ分立スルガ爲メ事業發展上ニ尠カラサル阻碍ヲ爲シツ、アルヲ認ム、例セハ衛生ニ於ケル、上水下水ノ如キ避病舎ノ如キ土木ニ於ケル道路ノ如キ港灣ノ如キ教育ニ於ケル幼稚園ノ如キ高等科ノ如キ、青年團ノ如キ何レモ改善ヲ計ルベキ點多々アルニ拘ハラズ如斯小町村ノ分立セルカ爲メ經

費少ク從テ施設經營不完全ニシテ十全ノ効ヲ收メ難シ、如斯費
ス所得ル所ヲ補フニ足ラザルカ如キハ經濟ノ原則ニ悖リ國家ノ
不利是ヨリ甚シキハナシ今ヤ庶政更張ヲ要スヘキ秋ニ當リ特ニ
村落ノ地ヲ逐フテ商工發達シ人情風俗大ニ改マリタル現狀ニ於
テ徒ラニ舊慣ヲ墨守シ時世ノ進運ニ無頓着ナルカ如キハ自治ノ
爲メ長大息セサルヲ得ス宜シク町村百年ノ爲メ今ニ於テ時代ノ
要求ニ鑑ミ諸般ノ情實ヲ排除シ合併ヲ斷行シ自治ノ基礎ヲ固メ
國運ノ發展ニ資スルト共ニ萬般ノ經營ヲ企劃セシメハ是ニ因テ
民福ノ増進スルコト識者ヲ俟タサルコト、認ム

合同期成同盟會の出願と其意見書

斯かる間にも兩派は各々自派の主張を貫徹實現すべく運動努力した、同年三月一日即ち稟請書の進達を了した翌月一日には合同期成同盟會は川井爲己(前代議士)宮内可一(岸和田町會議員)、阪口治平(濱町會議員)、宇野保太郎(岸和田村會議員)、覺野伊三郎(沼野村會議員)、の五氏を總代として四ヶ町村の相共通せる利害、人情風俗、不分離的なる地勢、統一方針の下にせざるべからざる施設經營の項目更に進んで合併後の進路までも一括明示したる意見書と共に住民大多數の希望なりとなす町村廢合の諮問發案を促し其の實現決定を認めしむべく府知事に向つて願書を提出した、其の願書並に意見書は次に採録せる通りであつたが内容は一見以て曩に泉南郡長より致せる上申書と相俟つて廢合の理由を一層明瞭ならしめたるものであつた。

願 書

當岸和田四ヶ町村ハ地區相接シ利害相通シ人情風俗ヲ同フセシ
ニモ拘ラス四分立ノ爲メ土地ノ發達ヲ阻礙致候事枚舉ニ遑アラ
ス候、町村合同ハ最早住民大多數ノ希望ト相成候別紙意見書並
ニ圖表相添ヘ具陳仕候何卒明府閣下ノ電覽明察ヲ辱ウシ土地ノ
發達住民ノ福利ヲ獲セシメラレンコトヲ謹テ冀ヒ上ケ奉リ候
明治四十四年三月一日

岸和田町村合同期成同盟會總代

川 井 爲 己

宮 内 可 一

阪 口 治 平

宇 野 保 太 郎

覺 野 伊 三 郎

大阪府知事 高 崎 親 章 殿

岸和田四ヶ町村合同意見書

岸和田ノ地ハ岸和田町、岸和田濱町、岸和田村、沼野村ヲ以テ
一區劃ヲ形成シ戸口漸次増殖相共ニ膨脹シタルモノナレハ四ヶ
町村ノ地域互ニ犬牙錯綜シテ一地ノ發達ヲ遂ケタルニ因リ初メ
ヨリ行政區劃ヲ四個ニ別ツノ要ナカリシニ町村制實施ノ當時舊
慣ニ從ヒ現時ノ區劃ヲ立テタルモノナリ、爾來二十有餘年商工
ノ二業益々發達進歩シ一部分ニ存立セシ農業歲ニ減退シ全部殆

ンド市街ノ觀ヲ爲スニ至レリ是ヲ以テ衛生、土木教育等ノ施設
隨ツテ改善ヲ要スルモノ多クアリト雖モ猶行政ノ小區劃ヲ存ス
ル爲メ實力ヲ具備シナガラ統一圓滿ノ改善ヲ實施スル能ハス住
民ノ不幸ナルノミカ將來ノ發達進運ヲ阻碍スルコト尠ナラス
是レ現在ノ四ヶ町村ヲ廢シ新ニ岸和田町ヲ置クヲ以テ一般住民
ノ福利ナリトスル所以ナリ、但シ今回ノ廢合意見ヲ發表セシニ
當リ一部沼野村ニ反對ノ意ヲ挾サムモノアリ是レ深ク事理情勢
ヲ究メサル無稽ノ謬說ナレバ固ヨリ採ルニ足ラサルモノトス、
左ニ項ヲ別テ廢合ノ利害ヲ詳述シ且ツ圖表ヲ添付シ以テ意見ヲ
表明ス

一、地 勢

岸和田ハ昔時國道ニ沿ヒテ發展シタルガ故ニ南北ニ互リ狹長ノ
市街ヲ形成セシト雖南海鐵道ノ沼野岸和田兩村內ニ線路ヲ敷設
シ停車場ヲ其ノ中間ニ置キタルト工場ノ頒布トニヨリ東方一
ニ宅地ヲ擴ゲ線路ヲ越エテ女學校ヲ新築スルニ及ヒ附近新築ノ
家屋俄カニ劇増シ近キ未來ニ電車ヲ開通セハ線路ニ沿ヘル地ハ
市街ト化シ去リ宛モ市街鐵道ノ觀ヲ爲スヘク沼野、岸和田兩村
ノ面目ヲ一新スルヤ疑ヒナシ、地圖ヲ觀テ、地勢ヲ察セハ何カ
故ニ行政區劃ヲ四トナセシヤトノ疑問ヲ起サ、ルモノナカラ
合同ノ必要ハ地勢ノ自ラ之ヲ證明シテ餘アリ

一、人情風俗職業

岸和田ノ住民ハ等シク舊岡部落ノ治下ニ屬シタルモノナレハ明
治維新當初ハ士族平民ノ階級ニヨリ風俗ヲ異ニセシモ士族ハ夙
ニ平民ニ伍シテ實業ニ就キシヨリ兩者ノ間差別ヲ存セス一般質
素ニシテ人情敦厚ニ勤儉ヲ旨トセリ四個町村共進ノ勢ヲ以テ資
力ヲ増益シツ、アルハ是レ其ノ人情風俗ヲ一ニシ互ニ優勝ノ地
位ニ在ルニ依ル、職業ノ區別ニ至リテハ沼野岸和田兩村ニ一部
ノ農業ヲ留ムルモ是レ猶濱町ニ漁業者ノ一群ヲ見ルト同シク畢
竟朝業ノ便ヲ圖リテ居住スルモノニシテ盡ク大部分ノ商工二業
ニ關係ヲ有セサルナク大小工場ノ近時益々沼野岸和田兩村ニ涉
リテ分布スルト共ニ職業ヲ一變シ耕地ハ宅地ト變換シ到ル處市
街ノ觀ヲ爲セリ別表示ス所ノ如ク沼野村ハ昨四十三年ノミニテ
耕地五千八百六十九坪ヲ宅地ニ變換シ岸和田村ハ同様千五百五
十六坪ヲ宅地ニ變換シ競フテ家屋ヲ新築スルニテ知ルヘシ。

一、道 路

岸和田ハ一貫シタル里道ナシ否里道ナキニアラス道路ラシキモ
ノ貫通セサルナリ四ヶ町村ノ地域相互ニ錯綜スルニヨリ里道隨
フテ所屬ヲ異ニシ甲町ハ某ノ道路ノ修理ニ切タトシテ往來交通
ノ便ヲ圖ルモ乙村ニ屬スル部分ハ大破ニ委シテ顧サルニヨリ交
通ノ便期スヘカラス加フルニ商工ノ發達ト共ニ車輛ノ往復愈々
頻繁ト爲リ路面ノ損壞甚シク晴天スラ猶交通往來ノ便ヲ闕キ殆
ド市街タルノ面目ヲ見ス一旦降雨アラシカ泥濘履ヲ没シ潦水滯

テ途通セス是レ一貫シタル修理ヲ爲サ、ル故ニシテ亦四ヶ町村分立ノ致ス所ナリ

一、下 水

四ヶ町村ノ地域ハ色分地圖ヲ以テ示セル如ク犬牙ノ狀ヲナシテ交互錯綜シ且ツ四ヶ町村地域ヲ集メテ一地帶ヲ爲スニアリ下水ノ流域ト排泄ノ適否トニ從テ四ヶ町村離ルヘカラサル格別ノ關係ヲ有セリ而ルニ町村役場ノ所屬ヲ異ニスルヲ以テ偶々甲役場ニテ下水道ヲ改善若シクハ修理スルモ乙役場ニテハ恬然トシテ關リ知ラサルモノ、如ク共ニ改築或ハ修繕ニ從ハサル爲メ折角落成シタル工事モ其ノ用ヲ達スルニ由ナク放任ノ己ムヲ得サルニ至リ、下水道ノ完成期スヘカラサルノ現狀ナリ、隨ツテ飲用水ニ不良ナルモノ多ク上水、下水ノ設備ハ岸和田ニハ全ク之レ無シト云フモ過言ニアラサルベク昨四十三三年惡疫ノ流行他ニ比シテ劇甚チ極メ住民ノ一般チシテ寒心ニ堪ヘサラシメシハ下水裝置ノ不完全ニ歸因スヘシ是モ亦四ヶ町村分立ノ致ス處ナリ

一、隔離病舎

四ヶ町村別々ニ隔離病舎ヲ設置スルニヨリ構造藥品器具等熟レモ不完全ナルノミナラス一朝患者ヲ收容スルニ當リ一地ニ發生シタル僅少ノ患者ノ爲メニ四個ノ病舎ヲ開キ不完全ノ取扱ヒテ以テ却テ患者ヲ苦シムルノ非難ハ醫師警察官ノ常ニ證言スル所且ツ消毒實施ニ當リテハ四ヶ役場ノ交渉ニ時日ヲ遷延シ無用ノ

費ト手數トヲ要スルニヨリ敏捷周密ノ消毒ヲ爲ス能ハス往々病毒ヲ飛散セシムルノ弊害ナキニアラス故ニ病舎ヲ完全ニシテ一旦流行病ノ發生ニ會シ撲滅ノ効ヲ奏シ他町村ニ傳播ノ患ナカラシメントセハ町村合同ヲ速ニシ病舎ノ改築器具藥品ノ備付ケヲ完全ニセサルヘカラス

一、教 育

岸和田ノ住民ハ勿論他地方ヨリ當地ニ移住スルモノハ兒童ヲシテ土地適應ノ國民教育ヲ受ケシメントスルモ四ヶ町村個々ニ小學校ヲ設置スル爲メ設備完全ナル能ハス隨ツテ兒童ノ成績不同チ生スルノ嫌ヒアリ、且ツ當地ノ如ク實業發達ノ地ニ於テ最モ力ヲ加フヘキ高等小學校ハ四個ノ小學校ニ併置スル爲メ勢少數ノ兒童ヲ以テ學級ヲ組織セサルヘカラス是レ等ハ經濟ニ於テ損失ヲ醸スノミナラス到底周到ナル教授管理ヲ望ムヘカラス

一、消 防

人家稠密ノ市街ハ消防機關ヲ整ヘ以テ萬一二備ヘサルヘカラス岸和田ハ從來幸ニ火難多カラスト雖モ比較的狹少ノ地域ニ四千三百以上ノ人家ヲ有シ而モ尙日二月ニ增多ノ勢アリ最モ不慮ノ警メナカルヘカラズ四ヶ町村各自ニ消防組ヲ設クト雖モ唧筒ハ小ニシテ破損常ナク消防夫ノ指揮訓練ヨリ待遇手當ニ至ルマテ四ヶ町村區々ニ出ツルニヨリ動作敏活ナラサルノ恐レアリ四ヶ集メテ一トセハ唧筒ハ大ナルト共ニ火ヲ防クノ力モ亦大ニシテ

火災ヲ未然ニ鎮ムルノ効アルヤ固ヨリ言ヲ待タサルナリ

一、港 灣

岸和田港ハ泉南郡ノ港灣ニシテ亦大阪府ノ港灣ナリ而シテ直接之レカ經營ト運用トノ衝ニ當ルモノハ岸和田四ヶ町村是レナリ然ルニ沼野村ノ如キ其ノ所屬地ノ港灣ニ接近セサルヲ口ニ藉キ浚疏ノ事ハ己ムナク組合ニ聯合シテ費用ヲ分擔スト雖モ修築ノ調査ヲ爲サント欲スルモ傍觀ノ地位ニ在ルモノ、如シ故ニ今猶調査ニ着手スルアタハサルノ歎アリ

一、合同八年來ノ希望

町村合同ノ議ハ今日ニ始マリタルニアラス町村制實施ノ當時誤リテ理由ナキノ行政區劃ヲ設ケタルニ因リ爾後事毎ニ杆格ヲ生シ自治ノ運用圓滑ナラス町村ノ經營統一セス延テ土地ノ發展ヲ阻害スルモノアリ故ニ今ヨリ十數年前既ニ合同ノ議ヲ唱ヘシモノニシテ此ノ地年來ノ宿題タリ昨四十三年不幸ニシテ惡疫流行ノ猖獗スルニ會シ一層衛生設備ノ周到ヲ希望セシモ四ヶ役場分立ノ爲メ隔離病舎改築ノ一事スラ實行ヲ期スヘカラス況ンヤ下水道ノ改造飲用水ノ改善ニ於テチャ乃チ全町村大多數ノ輿論ハ速カニ四ヶ町村合同ヲ實行スルコトニ一決セリ是ニ於テ岸和田町濱町岸和田村ノ各町村會ハ滿場一致ヲ以テ合同ノ議ヲ可決シタリ只一部沼野村ニ反對ノ意見ヲ懷クモノアルハ畢竟合同後各自ノ負擔重カルヘシトノ懸念ナルモ別表ニ示ス所ノ如ク沼野村

ノ村稅戶別割ノ如キハ他ノ兩町ニ比シ却テ重キヲ見レハ合同後ノ負擔重カルヘシトノ懸念ハ全ク空想ニ屬セリ

一、町村有財産

町村廢合ニ付キ一ノ障害タルヘキ町村有財産處分ハ當四ヶ町村ハ幸ニ町村債ナク財産トテ目下多大ノ蓄積ナケレバ合同前後之レカ處分ヲ爲スコト決シテ難事ニアラスシテ既ニ合同ノ議ヲ可決シタル町村會ハ處分方法ニ付キ内定セリ

一、合同後ノ發展

別表ニ示ス所ノ如ク四ヶ町村合同後ハ役場ヲ一トナスニヨリ役場經常費ニテ削減ヲ爲スヲ得餘力ヲ以テ先ツ道路ノ修繕ヲ完全ニシテ往來交通ノ便ヲ達シ下水道ヲ一貫統一シ隨ツテ佳良ノ飲用水ヲ得ルノ方法ヲ講シ衛生設備ノ完全ヲ圖ルト共ニ隔離病舎ヲ改築シ器具藥品ヲ整頓シ以テ惡疫流行ノ不虞ニ備ヘ高等小學校ハ適應ノ設置ヲ講シ保護者ノ希望ヲ充タサントス之レヲ要スルニ地勢人情風俗職業ヲ均シクセル岸和田ノ地ヲシテ共同ノ機關ヲ整ヘ自治團體ノ發展ヲ期スルニ在リ。

以上の如キ願書並に意見書を受理したる泉南郡長は次の如うな副申書を添附して同日之を直ちに府知事に進達した。

副 申 書

部内岸和田四ヶ町村合同期成同盟會惣代川井爲己外四名ヨリ別紙町村合同出願ニ付調査候處右同會現時ニ於ケル狀況ハ廳下四

ケ町村公民ノ大部分ヲ占メ其意志堅實ニシテ頗フル優勢ナル團體ニ候ヘバ之ガ執ルヘキ行動ハ即チ四ケ町村ノ輿論ト見倣候モ差支無之本件ニ關シテハ二月二十四日親第二號ヲ以テ上申ニ及ヒ置候通りニシテ目下御詮議中トハ存候ヘ共重テ茲ニ副申及進達候也

明治四十四年三月一日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事 高 崎 親 章 殿

之れ彼の期成同盟會が急進派の代表的團體であり其の内容の堅實であり而して其の意見を妥當なりと裏書したものであつた。

其の二 反對の陳情と郡長の副申並追申

尙早派反對意見の陳情書提出

愈々二町一ケ村の稟請書は一括して

更に郡長の上申書之れを裏書して進達され急進派の代表的團體とも見るべき期成同盟會が亦願書並に意見書を府知事に提出するに及び、一方尙早派なる反對側も黙だして袖手瞻望するを許さない立場となり一層其の反對運動が熱狂化して來たのであつた。

聽て同三月七日岸和田村民中一部反對者たる當時の村會議員辻孫代門氏外九十三名は連署を以て郡衙を経由し府知事に宛てた反對の陳情書を提出した、該陳情書の原文は今日知るに由なきも當時願出人等の希望を入れて進達せる時の郡長の副申書案に依つて

其の内容の大体を窺ふことが出来る。

副 申 書

部内岸和田村人民辻孫代門外九十二名ヨリ別紙陳情書提出ニ付取調候處右ハ本年二月十三日同村會ニ於テ町村合併諮問發案ヲ府知事ニ上申スルコトヲ決議セル條項ニ對シ反對ノ意志ヲ陳情スルモノニ有之其要旨トスル所ハ同村ハ農民大多數ヲ占メ人情質朴粗野ニシテ町民ノ如ク華美輕薄ナラス而ルニ強ヒテ之ヲ合同スルトセバ將來紛議ノ絶間ナク累ヲ後來ニ遺ス云々ト云フニアレトモ現時ニ於ケル同村農民ノ狀態ハ商工業者ノ兼業者ヲ合セテ僅カニ百三十一戸之ヲ全村ノ戸數四百七十二對比セハ實ニ二分七厘ニ過キス且ツ現在ノ人家ハ岸和田町沼野村ト連檐接庇シ自然密接ノ關係ヲ保ツコト數百年ノ久シキニ亘ルヲ以テ生活ノ狀態ヨリ見ルモ將タ營業ノ種類ヨリ見ルモ町民ハ華奢輕薄ニシテ村民ハ質朴溫厚ナリト云フガ如キ差異無之全ク同一ナル習俗ニ有之候本文陳情書ノ要旨ハ事實ニ適合セサル點有之候ヘ共要スルニ村民中一部有志者ノ感情行違ヨリ僅カノ農民ヲ口實トシ爰ニ至リタル所以ノモノト存候願人ノ希望ヲ容レ及進達候間可然御取計相成度此段副申候也

明治四十四年三月七日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事 高 崎 親 章 殿

郡當局の敏活なる處理と追申書

當時郡當局の意見も合併の實現に

合致してゐた關係上之れ等一件書類の處理については其の敏活さは實に目醒しいものであつた。

僅日數の間に急進派なる期成同盟會の願書を、續いて反對派の陳情書をと共に副申進達し其の翌日即ち三月八日には更に又去る二月二十四日付を以て進達して置いた上申書の追加意見とも見るべき當時刻下の急を以て改善の要ありと認めた問題中其の重なるものにして苟も事公益に關し然も共同の力に俟たねば到底達成を期すべからざるものと認められた、六問題を列舉して追申した、其の六問題とは曰く一上水及下水問題、二傳染病舎問題、三道路問題、四港灣問題、五消防機關問題、六墓地整理問題是れであつた、今此の原文を借りて其の内容を説明すれば次の如くである、又以て岸和田沼革の一部をも窺知し得るの史料とも信じたから其の全文を採録することにした。

追 申 書

客月二十四日付親第三號ヲ以テ本郡岸和田四ヶ町村合併ノ義ニ付及上申置候處左記事項ハ刻下改善ヲ要スル問題中其重ナルモノニシテ苟モ事公益ニ關シ共同ノ力ニアラサレハ到底期成スヘカラサルモノト存候ニ付重テ及上申候也

明治四十四年八月八日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事 高 崎 親 章 殿

一、上水及下水

岸和田四ヶ町村ノ地域ハ別紙圖面ノ如ク犬牙錯綜家屋亦之ニ件ヒ双互ノ境界極メテ錯雜ナルモ地勢幸ニ東ヨリ西海岸ニ傾キ自然ノ勾配アルヲ以テ相當ノ備設タニ加フレハ體ニ健康地ト云フヲ得ヘキモ事實ハ之ニ反スルノ現状ニテ井戸水壹千餘個ノ大部分ハ一種ノ色ト不快ノ臭氣トヲ帶ルヲ以テ之ヲ濾過又ハ煮沸スルニアラサレバ飲料ニ供スルヲ得スシテ和泉ノ地名ニ反セリ、然ラハ下水ハ如何舊藩政ノ頃ハ相當ノ設備アリシモ爾后土地ノ發展ニ隨ヒ濠池ハ變シテ宅地トナリ又各所に散在セル庭園或ハ田畑等ノ如キ漸次各自ノ任意ニ宅地トシ爰ニ邸宅ヲ増設セルヨリ自然水路閉塞シ、アタラ低位ノ海面ニ有リ在ルモ前ニ之ヲ排泄スルヲ不得常ニ途中ニ淹滞シ甚シキハ路上又ハ床下ニ汎濫セリ如斯狀態ナルヲ以テ偶々傳染病ノアル毎ニ其病毒ヲ逞フセシメ現ニ客年十月虎列拉病流行ノ際ノ如キ最初濱町ノ一部ニ發生セルヨリ一週日ヲ出テサルニ病毒ノ全部ニ傳播セルノ悲惨ヲ演セシカ如キ實ニ寒心ノ至リニ不堪ヲ以テ屢々之ガ改良策ヲ促スモ各町村自己ノ利便ノミヲ固守シ容易ニ共同統一ノ策ヲ講セス在再今日ニ至リタルモノナリ、岸和田村沼野村ノ如キハ地盤ノ高位置ニアルヲ以テ多少其被害ハ輕減ナルヲ得ルト雖モ之ニ反シ岸和田濱町岸和田町ノ如キ其高地ノ放瀉ヲ受ケ飲料水ハ勿論

土地一帯ニ汚濁セラレ冥々ノ中ニ健康ヲ害セラル、コト最モ甚シ而カモ其健康ヲ害スルハ獨リ濱町岸和田町ノミニ止マラス延イテ岸和田村沼野村ニ及フヤ論ヲ俟タサルナリ、之レ速ニ改良ヲ要シ合併ヲ要スル所以ノ第一ナリ

一、傳染病院

岸和田ノ地近時商工業ノ發展ニ伴ヒ漸次戸口ノ増加密集ヲ來シ自然衛生機關ノ設備ヲ要セルニ不拘事實ノ現狀ハ前項ノ如ク極メテ不良ニシテ其ノ四個ノ傳染病舎ニ於ケル設備最モ不完全ナリ爲ニ偶々傳染病發生スルニ際シ豫防消毒上ニ付テハ各町村間ニ交渉ヲ要シ常ニ不少時間ト勞費トヲ要スルノミナラス往々之カ爲メ時宜ヲ失スル場合ナシトセス現ニ客年十月虎列拉病流行ノ際ノ如キ往々看護婦又ハ付添人ニ傳染病患者ヲ續出シ且ツ患者ノ收容ニ關シテハ四ヶ分立ノ爲メ他ノ三ヶ町村ノ病舎ニハ多少ノ餘裕アルモ濱町ノ如キ己ニ患者ヲ收容スルノ病舎ナキニ至ル爲メ急速徹宵病室ノ増築ヲナサシメタル等豫防消毒上ニ不少障害ヲ與ヘタリ患者ニ對シテハ右ノ如キ假ヒ不完全ナカラモ病舎ノアルアリト雖モ乙種ニ屬スル虎列拉患者ノ家族又ハ患者ニ接シタル者ヲ收容スル設備一ツモ無ク之ニ付無余義一時舊高等小學校舎ヲ隔離病舎ニ充テ僅カニ一時ノ急ヲ救フヲ得タル實例ニシテ是ヲ此儘ニ放任スルヲ不得斷然相當ノ設備ヲ命スルヲ當然トス尤モ如此各町村ノ區域犬牙錯綜セル土地柄ニ對シテハ衛生ノ事業モ亦之ヲ一ノ機關ニ專屬セシムルニアラサレバ往々機

宜ヲ失シ其實ヲ收ムルコト不得ハ今日マテノ事實之ヲ證明シテ餘アリ故ニ此際速カニ完全ナル傳染病院ヲ設立スルノ要アリト認ム之レ合併ヲ必要トスル所以ノ第二ナリ。

一、道路

當四ヶ町村ノ工産ニ屬スル產額ハ實ニ參百六拾餘萬ヲ算ス而シテ之レ等ノ物貨ハ主トシテ鐵道及海路ニ由テ集散スルト雖其港灣停車場若クハ國道ニ接續スルノ道路ナカルヘカラス而ラハ其道路ノ完否ハ全町村生命ノ由テ繫カル重大ナル問題トシテ之カ設備ニ最モ力ヲ費スヘキハ蓋シ四ヶ町村當然ノ義務ナリトス而ルニ現時ニ於ケル狀態ハ別紙圖面ノ如ク海岸ニ沿フタルハ國道ノ外ハ其設備區々ニ涉リ蜿蜒々曲折且ツ狹隘ニシテ一ツモ脈絡ノ貫通スルモノナク、是レ土地ノ發展ニ隨ヒ各自ガ任意勝手ニ舊田園ノ畦道ヲ辿リ家屋ヲ建設シタル結果ニ外ナラスシテ實ニ交通上ノ不便不少延イテ今后ノ發展ニ多大ノ障害ヲ與フルヲ以テ從來之レカ改良策ヲ促スト雖モ之レ亦只各町村各自利便ヲ異ニシ容易ニ一串ノ策ヲ講セス在再今日ニ至リ則チ岸和田驛ヨリ港灣ニ至ラントスルニハ恰モ八幡ノ八幡知ラスノ如キ道ヲ辿ラサルヲ得サルノ奇觀ヲ逞スルニ至ル是レ當地方百年ノ長計トシ速カニ改良ヲ要シ合併ヲ必要トスル所以ノ第三ナリ

一、港灣

岸和田港ハ泉南郡ノ港灣ニシテ又大阪府ノ港灣也其泉南郡ノ爲ニ貨物ノ輸出入スルト且他府縣ヨリ大阪港ニ往復スル船舶ノ臨

時避難所タリ而シテ直接之レヲ經營ト運用トノ衝ニ當ルモノハ實ニ岸和田四ヶ町村是レナリ現ニ四ヶ町村ハ從來之レカ爲メニ土木組合ヲ結ビ以テ其責務ヲ盡セルモノ、如シト雖從來ノ實蹟ニ徴スレハ町村ハ其實入港船舶ノ手數料ト府ノ補助金ノノミヲ以テ年々僅カニ浚濬工事ノ一部ヲ施スニ不過故ニ年額六百五十餘萬圓ノ輸出入アル港灣モ追々不良ノ傾向ニ陷リ二百石以上ノ船舶ハ入港スルヲ得サルノ現況ニテ實ニ痛嘆ノ至リナリ從來之カ改良策ハ時折問題ニ上リ候ヘ共港灣ハ漁業者等ノ關係ヨリ濱町ノミ直接ノ關係アルモノ、如ク誤解シ他ハ事ニ托シテ之ヲ避クノ風アリ爲メニ荏苒今日ニ至リタル所以ナリ而レトモ如斯岸和田ニ大關係ヲ有シ習モ年額六百五十萬圓餘ノ貨物ノ輸出入アリ尙年々増加セントスル良港灣ヲシテ此儘ニ付シ去ルハ當地方ノ爲メ尤モ不利トスル所以ナルヲ以テ速ニ相當ノ方法ヲ盡キ適應ノ策ヲ立ツルヲ要ス而レトモ現在ノ組合ニテハ其實ヲ舉クルヲ不得是レ其合併ヲ要スル所以ノ第四ナリ

一、消防機關

岸和田四ヶ町村ノ如キ人家稠密ノ街衢ニハ特ニ消防機關ノ設備ヲ要シ其萬一二備ヘザルベカラズ已ニ當地方ニハ兩三年來各町村毎ニ一個ノ消防隊ヲ組織シタルヲ以テ從來トハ其趣ヲ異ニスルト雖モ是又小町村分立ノ爲メ自然器具器械等ノ設備充分ナラズ且ツ其動作又敏活ナラザル爲メ往々事ニ臨ミ支吾スルノ患ア

リテ之ガ指揮者タル警察官ノ常ニ困難ヲ訴フルヲ見聞セリ是設備ノ不完全ニアラズシテ抑々組織ノ根本ニ於テ誤ルニアラザラシ乎前項ニ述ベタル如ク如斯町村ノ地域錯雜セル土地柄ニアリテ消防ノ如キ最モ敏活ヲ要スル事業ハ之ヲ一ツノ團體ニ專担セシムルニアラザレバ到底其功果ヲ收ムルコトヲ得ズ是レ其合併ヲ要スル所以ノ第五ナリ

一、墓 地

報本反始ハ國民傳來ノ美德ニシテ墓地完成ヲ圖ルハ卽チ祖先ニ對スル大孝ノ始メナリトス之ガ位置ノ選定ト設備ノ完全ト時期スベキハ當四ヶ町村ニ於テモ異論ナキ所トス而ルニ現時ノ墓地ハ岸和田村ノ所有ニシテ其位置沼野村ニ介在シ往古四ヶ町村之ヲ共同使用セルト雖モ公然之ガ組合ヲ設ケズ單ニ表面ノ管理ハ岸和田村之ニ當ルモ其實舊來ノ習慣ニヨリ之ニ專屬セル一二ノ隱亡之ガ實權ヲ握レリ其建物杯ノ如キハ必要ニ應ジ隱亡ニ於テ各施主ニ頼談寄附ヲ受ケ以テ之ヲ經營セリト云フ故ニ其建物杯ノ保管ニ付テハ何等ノ規定アラズ現在ノ墓地ハ隨分不少面積ヲ有スレドモ不整理ノ結果最早新ニ埋葬スベキ餘地ナク此儘推移セバ早晚他ニ其土地ヲ求メザルヲ得ザルニ至ラン依ツテ今ニ於テ之ガ整理ノ必要アリ而レドモ現今ノ如ク之ヲ舊慣ニ倚シ隱亡ニ專担セシメ置イテハ迫モ其實ヲ舉グルヲ得ズ如斯モ亦合併シテ處置スルノ要アル所以ノ第六ナリ

以上列記ノ事項ハ刻下改善ヲ要スル事業ノミニシテ何レモ事公益ニ關シ一二町村ノミニ於テ之ヲ施行スルヲ得ズ必ズ四ヶ町村ノ全力ヲ注ギ岸和田ノ名ニ於テ施行スルニアラザレバ其功果ヲ收メ難シ、其他教育勸業經濟上ニ關シ合併ヲ要スルノ利益ハ枚舉ニ遑アラズ

抑々岸和田四ヶ町村ハ舊藩政ノ頃士農商漁ノ四ツヨリ分立セルモ維新ノ后ニ至リ士ノ常職ヲ解カレ且世ノ進運ト各自ノ奮勵トニヨリ追々紡績ニ織物ニ煉瓦等ノ産業勃興シ隨ツテ諸種ノ商工業モ亦之ニ伴ヒ發達シ近キ將來ニ於テ一ノ市制ヲ施クノ期アラン爰ニ於テ四ヶノ階級ハ自然混同疎通シ又昔日ノ佛ナシ其農業ト稱スルモノハ僅カニ鐵道線路以東ノ三部落殘リ其戸數全町村ノ十分ノ一ニモ達セズ而モ其内尙商工業ニ關係ヲ有スルモノ少ナカラズシテ純農業ノミニ從事スルモノハ極メテ少數ナリ特ニ其少數者等ガ農業ヲ營ム土地則チ鐵道線路以東ニ屬スルモノ三十五年ニ於テ一段歩貳百圓前後ノモノ今日ハ已ニ六百圓以上ヲ唱ヘ尙益騰貴ノ勢アリ如斯狀態ナルヲ以テ此土地ニ於テハ如何ノ作物ヲナスモ地價相當ノ收穫ヲ得ルハ到底不可能ニ屬ス何レモ陰ニ宅地トシ地價騰貴センコトヲ企望罷在候内狀ニ有之

右ノ現況ナルニ付町ト云ヒ村ト云フモ此間民情ニ何等ノ差異ヲ認メズ故ニ有識者ハ勿論一体ノ輿論ハ大ニ合同ヲ歡迎セリ若シ夫レ其經濟ノ點ニ就テハ前日上陳仕候通各町村ノ負担ニハ多

少差異アルモ敢テ夥多ノ違ヒヲ見ズ否農民側ハ却テ負担ノ輕キニ歸セン乎且ツ歲出ノ上ニ於テモ四十三年度ノ豫算金額丈ケヲ以テ優ニ今日ヨリ以上ノ事業ヲ爲シ得ルコト容易ノ儀ト信ジ候此際斷然ノ御處置可然ト存候。

其の三 府參事會の實査並諮問と答申

府參事會に諮問の結果實地調査

二月二十四日付を以て府に送達し

た、廢合ノ稟請書に基キ、府當局は慎重なる取扱をなすべく種々考査研究の上説明を加ヘ之れが適否を問ふべく、同四月六日諮問案として、それを府參事會に提出した、

一應稟請關係書類に依リ熟考審議を重ねた府參事會は、實地調査の必要ありと認め、日ならずして之れが實行に着手すべく決議した。

最初稟請書が府に送達されるに先だち泉南郡長の手元にある間も、之れに添附さるべき意見書の内容はそれに依つて將來に現はれる兩派の主張貫徹に取つて、利害の分岐する直接第一歩たるの故を以て、急進、尙早兩派共にそれ〴〵種々苦心の運動を演出したものである、傳ふる所によれば當時病床にある郡長の枕頭に押し掛けた反對派の人々の中には直接暴行に出でんづばかりの威嚇をさへ與へたものであつたと迄で聞いてゐる程の激しさを示したと云ふ。

愈々之れが府に送達されたるに及んでは其の運動も随つて此の方面に移動し、諮問案として府參事會に附議されることになつては、府及び府會議員に向つての運動は一層猛烈さを加へ、當時急進派の如きは特に府廳係委員を設け、中村宇一郎氏を委員長とし、其他幹部數氏を以て專任せしめ一方反對派は領袖直接之れに當り、日に日に兩派の幹部等が入り替り立ち代り府に押しかけ、或は現、前代議士と云つた様にそれ／＼の系路を辿つて之れ等を件つては絶えず府廳舎に其れ等關係者の顔觸れが現れたものであつた。

時の當地方選出代議士中、此の運動に關係したのは、井阪光輝、高松正道の兩氏で、井阪氏は急進派の爲めに高松氏は反對派の爲めにそれ／＼幹旋奔走盡力したものであつた、又泉南選出の府會議員としては、川崎長左衛門、白井治平、片木政治郎の三氏で之れも各々賛否意見の歸嚮に従つてそれ／＼兩派の爲めに幹旋と盡力を與へた。

斯くて同四月廿七日を期して四ヶ町村に亘る實地調査に着手することになつたが、聞いてゐて見て驚いたのは調査員である、岸和田、沼野兩村には有力者にして然も元老株なる反對派の兩袖領が蹲居して極力反對運動の采配を振り其の主張は感情に立脚して一步も譲らず、一方急進派はまた地方百年の計を畫する上に感情は問題とするに其の價值頗る稀薄に過ぎるものとして、此の機を逸せず達成實現せねばならぬと猛進し、所謂岸和田輪廓内の地は

實に紛亂の巷と化してゐた、然して一方は尙早的材料を提供するに努め、一方は亦過半數の町村會議員並に地方有力者を擧げて急進即行の要を説きつゝ其の材料を提供するに熱心であつた、此の間に立ち入つた實地調査員は、可否の實際を握るべき使命を提げて此處に至りながら徒らに兩派の提供する異材を握つて決斷に苦しみ空しく宙に迷ふて了つたのである。

時の府參事會議員橋本善右衛門氏(後に府會議長たり)外數氏等が兩派の間に入つて仲裁の勞を取つたのも此の當時であつた、然れども兩派とも其の主張を固持して一步も譲らなかつた爲めに仲裁の勞も遂に空しく

調査の結果紛亂沈靜の目的から無期延期

結果は驚く勿れ無期延期と。

蓋し第一戰兩派の勝敗は尙早七分の勝味と評せざるを得ない、決して五分々々の戦ではなかつたらうと見る事が出来やう、何んすれば此の儘に成り行くに於ては尙早派の全勝に期すべければである、然れども亦一説に云ふ、當局の意嚮は既に廢置の實現に決してはゐたが唯一時反感情的空氣の緩和を謀る方便として斯く發表したものであると、之れまた信じ得べき一説として或は然らんとも想ふ。

兎も角も急進派は元來輿論を基礎として起つてゐると云ふ丈け實力の強味を有つてゐる、今後の結果を此のまゝに爲し終らしめる筈がない、斯く第一回の實地調査以後の急進派の運動こそ實に

猛烈真に旋風の觀を呈したのであつた。

無期は字の如く期日無し——期日を明示せず——或は期日を明示し得ざるなりであらう、以て頗る調法なる語だ、隨時任意機に臨んで期日を決する意の或は之れ禪味的用語か？……無期延期は遂に一ヶ月を意味することとなつた。

再度府參事會に諮問と郡町村會に發案

月は越えて五月二十六日を期して再び府知事は府參事會を召集して再諮問を發した、重ねて審議を凝した同參事會は二度と取り止めもない風船玉底なる宙に迷ふ如き同轍を踏んで實地調査をしやうとはしなかつた、

茲に方法を更へ曩に所轄郡長からの意見書もあり、旁々差當り徑路を採るべく、其の郡參事會並に關係各町村會に向つて諮問を發し、其の適否に關する意見書を徵することにした、斯くて諮問案の發せられたのは同六月三十日で之れ即ち實地調査の行はれ無期延期を發表された翌々月のことである。

斯く右の諮問を受けた、當時の郡參事會並に各町村會方面を考察するに、急進運動の奏功もあつたらうけれども元來郡會議員の大多數は合併説の持論者であり加ふるに直接利害關係なき近隣他町村長さへ之れを是と認めてゐた程であつたから郡參事會に異論のあらう筈はない、又岸和田町、同濱町の兩町は是れ急進派の根據的勢力範圍である關係上何れも異議も問題もあるべくもなく聽て召集された同參事會と兩町會は廢置を是認するの旨を答申した

が、此處に尙早派として反對運動の策源地たる岸和田村と沼野村とは難問題であつた

等しく尙早派の根據地と云ふても、沿野村は異分子が少ない丈け、可否は別として何れにせよ取纏め易いが岸和田村に至つては兩派の混戦地帯である——異分子の集合地帯であるだけ最も困難の區域に屬してゐた、そこには前村長として反對派の急先鋒たる浦田甚之右衛門氏が控へ又當時現に村長代理助役たりし浦田榮吉氏も亦有力なる反對議員の一名であつた關係上容易に村會を開會しやうとはしなかつた、

此の際一方急進派の同志は晝夜となく同村會議員並に有力者間を歴訪しては速かに村會を召集開會せしむべく運動した、加ふるに急進派の領袖幹部たる川井爲己、宇野四一郎の兩氏が同村住氏として控へてゐる、同村の混戦こそ實に凄烈的狀態を演出したのであつた、殊に宇野四一郎氏は同村内に大なる勢力と人望とを握つて村會議員間に活躍し、川井氏と協力其の優勢なる運動振

りは尙早派の主將浦田甚之右衛門氏等に取りつて第一の苦手であつた。

かくて愈々岸和田村會も召集することとなり、諮問案に對して意見書を提出すべく之に附議した、

さて當時同村會議員の顔觸れから兩派の分野を眺めるならば殆ど相半してゐた、其の數十二名の内賛成六、反對五、中性無所屬的灰色一と云ふ分類であつたから若し此の一名が反對派に組みすることになれば賛否同數と云ふ結果を見ることになる、従つて此の一票は即ち兩派の間に演出された爭覇戰の焦點であつた。

尙早派は死力奮激の勇を以て多數をかち得んと結束を固めつゝ更に同志の叫合に努め、急進派は二ヶ町方面の既に勝ち誇る精銳同志の應援を得て、其の一名の議員たる野口捨吉氏を捕へて、兩派掠奪戰の最も激しかつた同村會開會前三日間を同村宮本町なる和田孫三郎氏宅に懇親的談合の名の下に招き殆ど監禁同様に之れを止め其の儘村會の當日議場へ護送的に送つた。

當日の同村會は結局六對五と云ふ際疾い差を以て遂に急進派の勝利に歸し、同村も亦二ヶ町會と同様廢置を是認すとの皮肉なる答申をせねばならぬ結果に歸した、こゝに浦田氏等の懷く無念と憤慨とは其の極に達したのであつた。

以上三ヶ町村の提出した答申書の一例を採録せば次の通りである。

答 申 書

本年五月三十日付一地甲第四八六號ヲ以テ諮問相成候岸和田町岸和田濱町、岸和田村及ビ沼野村ヲ廢シ其區域ヲ以テ新ニ岸和田町ヲ置クノ件本町會ハ關係相互ノ發展上最モ機宜ヲ得タル發案ト確信シ速ニ本案ノ成立ヲ希望候條御了知相成度此段答申候也

明治四十四年六月十七日

泉南郡岸和田町會議長

岸和田町長代理助役 川崎 藤 七 印

大阪府參事會

大阪府知事 高崎 親 章 殿

大阪府泉南郡岸和田町第五回町會議事錄

明治四十四年六月十二日午後七時議員定數ニ滿タズ漸次出席午後八時十分開會

一、本日出席シタル議員左ノ如シ

一 番 堺 安之助君	三 番 赤井由三郎君
四 番 岡田 伊平君	五 番 塔原 重吉君
六 番 澁谷 治平君	七 番 十場繁之輔君
八 番 廣澤 耕作君	九 番 小山 藤平君
十二番 辻 松吉君	十三番 中村宇一郎君

十五番 日高 邦道君 十六番 津田平兵衛君

十七番 覺野 久吉君 十八番 谷 深藏君

一、本日他行ニ依リ欠席シタル議員左ノ如シ

十番 寺田 元吉君 十一番 荒木勝次郎君

十四番 宮内 可一君

一、欠員 壹名

議長川崎助役、開會ヲ宣告シ本月九日付岸第五二一號ヲ以テ及告知置タル議案第十八號、岸和田町明治四十三年度歳入出精算認定ノ件議案第十九號岸和田町外三ヶ町村ヲ廢シ新ニ岸和田町ヲ置クニ付府參事會ノ諮問ニ答フル件ノ内第十八號議案ヲ議題トスル旨ヲ述ヘ制第四十條ニ依リ退席シ年長議員谷深藏君ニ讓ル

議長谷君 本員ハ年長ノ故ヲ以テ暫ク本席ヲ汚ス旨ヲ述ヘ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム

書記議案朗讀

壹番堺君 本員ハ暫時休憩シ其時間中ニ大体ノ調査ヲ遂ゲ然ル后認定スルコト、致シタシ同意者續々アリ、

議長谷君、然ラバ一番說ニ對シ同意者多數ト認ノマスカラ休憩スル事ニ致シタシ、時ニ午后八時二十分

午後九時五分再ヒ開會

議長谷君 休憩時間中各員ト調査ノ結果總テ正當ノ收支ト認メ

ラレタル譯ニ付本會ニ於テ認定スルコトニ致シ異議ナキヤ

異議ナシ

議長谷君 全員異議ナシト認ノマスカラ本案認定ニ決スル旨ヲ述ヘ退席ス

議長川崎助役 着席シ引續キ議案第十九號案第一次會ヲ開ク旨陳告ス書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシム

書記議案朗讀

一番堺君本員ハ原案ニ賛成ス且ツ本一次會ヲ以テ確定議トセラレタシト述フ、八番、十三番十二番等賛成ス

十八番谷君、本員ハ三十二年以來希望セル處ニシテ寧ロ今日迄遲延シタルヲ遺憾トスル旨ヲ述ヘ壹番說ニ賛成ス

其他壹番說ニ賛成者續々アリ

議長川崎助役、然ラハ採決セン壹番說即チ原案賛成者ハ起立起立 全員

議長川崎助役 壹番說ニ對シ全員起立ニ付議事方法ヲ省略シ本一次會ニ於テ原案確定ノ旨ヲ述ヘ此レニテ本會ニ提出ノ議案議了ニ付閉會スル旨ヲ宣告ス于時午后九時三十分ナリキ

一、本會ニ提出ノ議案及議決ノ要領左ノ如シ
議案第十八號

岸和田町明治四十三年度歳入出精算認定ノ件

認定 濟

議案第十九號

本町外三ヶ町村ヲ廢シ新ニ岸和田町ヲ置クニ付府參事會ノ諮問ニ答フルノ件原案可決

右會議ノ顛末ヲ記錄シ朗讀セシメ其相違ナキヲ認メ議長及議員參名署名捺印スルモノ也

明治四十四年六月十二日

議長助役 川崎 藤七

議員 堺 安之助

同 中村 宇一郎

同 赤井 由三郎

右原本ニ依リ謄寫候也

明治四十四年六月十五日

泉南郡岸和田町長代理助役 川崎 藤七印

沼野村のみが獨り反對の答申 斯く岸和田村が脆くも急進派に傾いた

のを見た反對派二頭目の一人たる川崎長左衛門氏は浦田氏の態度を尠からず快らず思ふた、それは抑々其の最初浦田氏が川崎氏を説いて共に反對の氣勢を擧げたのであるにも拘らず、其の本尊の地盤から先きに龜裂崩壊を來たさしめた其の甚だ不用意な態度に不満を感じざるを得なかつた、

されど沼野村は最後迄孤軍の奮闘、獨り完全に反對の意見を取經め、然して「郡參事會並に岸和田町外二町村は何れも廢置を是

認せしも沼野村のみは之れを認めず」との意を表し更に其の理由を具して答申した、

沼野村會に於ける此の議事録は今發見し得ないが、其の當時の同村會議員は左の十二名であつた、

西村 作二郎、森 川 寅吉、牧 村 忠藏

覺野 伊三郎、谷 嘉十郎、藪 貞治郎

川崎 由松、奥 平 太郎、小林 楠太郎

川崎 徳太郎（其後辭職）

若林 治三郎（間もなく死亡） 木岡 松之助（同上死亡）

以上の如く郡參事會並に四ヶ町村會はそれ〴〵賛否の意見を具して府參事會の諮問に答申した、之れ等の答申書を一括して進達せる泉南郡長は、更に左の副申的意見書を以て同六月二十日付府知事に上申した、之れに依つて見れば、沼野村反對の意思を明瞭することが出来る據つて之れを採録する。

原文

町村合同ニ關スル上申書

客月三十日大阪府參事會ヨリ本郡岸和田町、岸和田濱町、岸和田村、沼野村ノ各町村會ニ發案相成候、町村廢置ニ關スル諮問ニ對シ各町村會ニ於テハ慎重ニ之を議決シ既ニ答申書ヲ提出セリ、其書面ニ依レバ即チ岸和田町、岸和田濱町、岸和田村ノ各町村會ハ本諮問ニ賛成ノ意見ヲ表示セルモ獨リ沼野村會ハ之ニ

反對ノ意見ヲ表示セリ其理由トスル主ナルモノハ(一)沼野村ハ元來農業ヲ以テ爲本トスル土地柄ニシテ自然人情風俗ヲ異ニセル爲メ現ニ前年衛生教育ノ爲メ四ヶ町村ノ組合ヲ設ケシモ毎ニ紛擾絶エザルノ結果遂ニ之ヲ分離セル實例アルコト、(二)沼野村ニ於テハ近時紡績會社ノ工場建設ニ件ヒ村稅ニ多大ノ財源ヲ得ベキコトヲ豫期シ之レニ依テ教育衛生土木等ノ事業ヲ完全ニセントスルニアルガ如シト雖モ、其依テ來ル所ヲ考查セバ寧ロ合同ヲ必要トスベキ理由ニ歸シ既設ノ衛生學校ノ組合ヲ解散セント云フガ如キハ其源因ハ事業ノ利害得失ニ關スルモノニアラズシテ單ニ四ヶ町村ガ互ニ負担經費ノ輕重厚薄ヲ論難スル爲メ常ニ紛擾ヲ來スモノナリ畢竟此四ヶ町村ヲ組合セタルガ故ニシテ若シ四ヶ町村ガ最初ヨリ一箇ノモノナラバ如斯紛擾ハ毫モ之レナカルベキ筈ナリ、抑モ四ヶ町村ノ區域ハ犬牙錯綜シ岸和田藩政時代ハ其城下若クハ之レニ接續セル土地ニシテ岸和田町、岸和田濱町ト雖モ農業爲本ノ土地柄ニ屬セリト雖モ廢藩後各種事業ノ發展ニ件ヒ自然今日ノ狀勢ニ押移リ最早農業爲本ノ地ニアラズ、專ラ商工業ヲ以テ土臺トシ之ヲ經營スルノ必要ニ迫レルハ曩ニ意見上申セル如クニシテ、尙今農業者アルモ之レ等ハ地理上何レモ多少商工業ニ關係ヲ保チ其關係ヲ保タザルモノアリト云フモ之レ等ハ過渡時代ニ屬シ遠カラズ岸和田町岸和田濱町同様ノ結果ヲ來スハ必然ニシテ既ニ沼野村ガ未來ノ村稅増加

ヲ夢見ル紡績工場ノ建築ハ之ヲ表示スル証憑ニシテ是レ自然岸和田ノ三字ガ之ヲ産ミシモノニシテ決シテ沼野村一個ノ力ニシテ造出スルモノト云フヲ得ザルベシ況ンヤ既往ノ狀勢並ニ今日ノ現況ヨリ推セバ岸和田ノ土地ハ尙現今ノ區域ニ満足セズ近キ將來ニ於テ附近ノ貝塚町方面ヲ併セテ市制ヲ實施セラル、期アルベシト確信セリ

之レヲ要スルニ沼野村ノ反對ハ村民一般ノ意思ニアラザルコトハ勿論合併ノ利益ハ慥カニ認識セルモ村内一部人士ガ岸和田四ヶ町村合併期成同盟會ノ行動ニ嫌厭ヲ懷キ感情ノ衝突セルニ基クモノナリ之レ等ハ其時期ヲ待ツテ融和ノ道モ可有之ト信ジ候ニ付此上ハ地方發展ノ爲メ速ニ合併ヲ決行セラレンコト切望仕候

右意見上申候也

明治四十四年六月二十日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事高崎親章殿

其の四 府の意響愈真劍

府知事の更迭と共に府の意響愈定 既にして四ヶ町村中三ヶ町村會までが府參事會の諮問案に對して、廢合に賛成の意見を表示し殘る一ヶ村沼野村會のみが反對の意見を表明答申せるも之れ亦泉南郡

長の上申書の意見に依つて、それは表面の感情問題が経緯の因をなし引くに引かれぬ意地を醸成し斯く主張せしめつゝあるもので其の内心の實際に至つては一般に廢合を希望しその有利なるを自覺してゐるものであることを知つた府當局の内意は其の頃から已に廢合は斷行すべきものなりと殆ど決してゐた。

時偶々同六月の下旬知事の更迭が發表され新任大阪府知事として犬塚勝太郎氏が土木局長から轉じて赴任することになった、

知事が變つても兩派の幹部は相變らず府廳に押し掛け、運動は各々間斷なく繼續されてゐた、殊に急進派の府廳係委員の如きは、新任知事に膝詰談判で可否何れにもせよ速かなる決定を望むと強硬なる交渉を試みた、

然れども新任早々の犬塚知事には未だ可否を速決すべき迄に其の關係材料を諒解するの日に達してゐなかつた、そこで先づ内務部長を始め各關係分掌を集めて、府が之れまでの調査に基く可否の意見を徴した結果は當然合併し以て一行政區とすべきものと信ずるとの見地に一致してゐた、既に斯くと認めてゐる以上速に其の所信に向つて處理せんと一切の必要書類其他材料を完備せしむべく嚴命した。時の内務部長は平田武二、地方課長は目下堺市長たる齊藤研一、同屬は同堺市助役大島の諸氏であつた。

此處に漸く府當局の意嚮は適確に決定的となり、地方百年の計ひとして將來の發展の爲めには地方民一部分の間に起る感情の經

緯や紛争位は押して斷行すべきものなりと府の意思は決したのである。

斯くて同六月三十日附を以て平田内務部長は命の儘に早速必要の條項を調取すべく泉南郡長に向つて照會を發し然かも其の回答には七月三日迄と云ふ僅々三日間の日限を切つた俄かに早急を極めたものであつた、

當時民衆の思想や政治的知識が比較的幼稚であり、未だ官察的階級の弊痕濃度を留めてゐたとは云へ、一地方長官の更迭が斯くも甚だしく急轉の影響をホンの一地方に迄でも與へたと云ふ一事に依つて見ても中央の政變が近く來らんことを頻りに想はしめたものである、況して時の内閣は憲政系第二次桂であるに反して新任府知事犬塚氏は政友系であり殊に其の性格の思ひ切つたやり口の人物であつたに於て一入其の感を深からしめたものであつた。而して右の照會簡條とは追て書を加へて五箇條項である、それは次の原文に依つて最も簡明に説明することが出来る。

一地甲第五五四號

貴郡岸和田町外三ヶ町村合併ニ關シ左記ノ廉取調ヲ要シ候條來ル七月三日迄ニ必ズ御差出相成度此段及照會候也

明治四十四年六月三十日

大阪府内務部長 平田武二

泉南郡長岸正形殿

一、合併後役場(現在岸和田町役場)ヨリ町境ニ至ル里程ヲ東西

南北ニ區別シタル調

二、歳入出豫算比較表

別紙様式ニ依リ取調ヲ要ス

三、市街地ニ屬スル戸數町村別調書

四、區域資力調

別紙様式ニ依リ調査ヲ要ス

追テ合併各町村ノ財産處分ニ付貴官ノ御意見承知致度候條本文ノ調書御差出ノ節御申越相成度此段申添候也、

之れに回答すべく泉南郡當局の調査せる結果は次の如くであつた、

照會の一に對する回答

合併後役場(現在岸和田町役場)ヨリ町境界に至る里程

東 拾 町 西 七 町

南 拾壹町 北 八 町

同二に對する回答

之れを今其の當時の原表に現はれてゐる繁雜な數字を避けて單に合計のみを示せば

歳入豫算比較表

科目	四十四年度豫算	合計	合併后ノ見込豫算	合併前ニ比シテ増減
岸和田町	二、六〇一、〇〇〇			
岸和田濱町	八、三三三、〇〇〇			
岸和田村	九、〇八九、九〇一			
沼野村	六、七八〇、九二五			
合計	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇

歳出豫算比較表

臨時費

科目	四十四年度豫算	合計	合併后ノ見込豫算	合併前ニ比シテ増減
岸和田町	二、六〇一、〇〇〇			
岸和田濱町	八、三三三、〇〇〇			
岸和田村	九、〇八九、九〇一			
沼野村	六、七八〇、九二五			
合計	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇

備考 歳入ニ對シ五千七圓拾錢七厘ノ過剩トナル該金額ハ土木費教育費衛生費等ノ臨時費ニ充ツル見込ナリ。

同三に對する回答

即ち市街地に屬する戸數の町村別調

岸和田町 壹千〇〇壹戸

岸和田濱町 七百三十八戸

岸和田村 三百六拾八戸

沼野村 四百拾五戸

計 貳千五百貳拾貳戸

同四に對する回答

四ヶ町村各區域に屬するそれノ田畑宅地其他並に人口戸數及び諸税額町有財産其他に關する數字的調書である今數字の繁を避けて之れも四町村の合計のみを示せば

區域 資力 調

區町村名	田	畑	宅地	池沼	山林原野	計	人口	戶數
四町村計	一八、五三〇	一、五〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二八、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
資町村名	國稅	府稅	町村稅	現金	證券	土地	建物	負債
方四町村計	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇

備考 岸和田濱町ニ於テ負債金壹千貳百圓ヲ有スルモ本年度ニ

於テ償還スベキ筈

次に追て書に對する回答は各條項に對する回答を一括した上に郡長の添附せる書類の中に入れて記載明瞭せるを以て之を次に採録して説明に代へることにする、

町村合併ニ關スル取調回答之件

客月三十日付一地甲第五五四號ヲ以テ部内岸和田町外三ヶ町村合併ニ關シ取調方御照會之趣了承即ち別紙之通ニ有之候尙各併合町村財産ノ處分方法トシテハ、(一)各町村所有ノ現金ハ之レヲ部民ニ割戻サシムルコト、(二)同証券ノ類ハ之レヲ現金ニ代ヘ部民ニ割戻サシムルコト、(三)土地建築物及器具、器械ノ類ハ評價委員ヲ設ケ之レヲ評價セシメ其評價額ヲ以テ新町ニ買收セシメ其得タル金員ハ各部民ニ割戻サシムルコト如此從來所有ノ財産ハ悉ク一旦之レヲ各部民ニ割戻シ第三項ノ物件ハ之レヲ新町ニ於テ買收スルヲ最モ公平ノ處置ナラント存候此段及回答

候也

追テ岸和田濱町負債金ハ本年度ニ於テ府ヨリ衛生費ノ補助ヲ受ケ之レヲ以テ全部償却スベキ筈ニ有之候此段申添候

明治四十四年七月二日

大阪府泉南郡長 岸 正 形

大阪府内務部長 平田武二殿

此處に於て府當局は本年二月以來到達してゐる關係町村の稟請書並に郡當局の上申書それに諮問案に對する各々の答申書、更に今又此の照會に對する回答を手にし一切を取纏め之れに基いて意見を具し以て直ちに主務大臣に稟請したのであつた。

其の五 關係書類と共に運動の遷移

〓郡から府へ〓府から内務省へ〓

急進派内務省と直接運動 曩に兩派の運動は郡衙から府當局方面に移行して半歳こゝに知事の更迭に遭遇し新任知事犬塚勝太郎氏の英斷に依つて七月の初旬甫めて主務大臣に向つて稟請されることになつた、

斯く府知事の稟請書と共に關係書類も亦主務大臣の手に移行することゝなるに及んで兩派の運動も隨つて其の方向を轉じて内務省に遷移することになつた、

同七月十二日愈々中井義朝氏が急進派の使命を帯びて内務省に出

頭すべく上京の途についた、

斯く中井氏をして内務省に對する運動に當らしめることになつたのは之れ急進派の袖領川井爲巳氏の策戦であつた、時は第二次桂内閣の末期で内務大臣は平田東助、同次官は一木喜徳郎、地方局長は床次竹二郎、市町村課長は中川望と之れ關係系統の内務省に於ける顔觸であり、舊岸和田藩主岡部子爵の遞信大臣たりしも此の時代であり又現第一代岸和田市長たる舟木二三二氏は時の内務屬官として受附係を担任してゐた、斯様に此當時の程我が岸和田に因縁の深い内閣は前後を通じてなかつたのである、

而して中井氏が曾つて兵庫縣屬たりし頃、此の地方局長たる床次氏も亦兵庫縣書記官として椅子を並べた時代があつた關係上、相知るの故を以て萬事に便宜多からうことを思ひ、川井氏は特に中井氏の上京を慫慂し主張したものであつた、

斯くて初めて中井氏が内務省に出頭せる折は床次局長は當日横濱のある祝賀會に列席すべく既に退廳してゐた、そこで四谷なる其の自邸に電話せるに今將に出發せんとする所ではあるが直ちに來れと云ふのであつた、

會談は僅かに數分に過ぎなかつたが要するに「岸和田の合併問題か？アレは當然合併すべきものだらうな！」と殆ど決定的の念を押された床次局長の言に對して中井氏は言下に「勿論然り」と答へ何れ明日役所に出頭すべきを約して辭去したが、此の僅々數分

間の會談が假令私邸とは云へ相手は地方局長である以て此の問題に對する内務當局の空氣を察知するを得べく蓋し八九分通り迄は岸和田廢合實現は可能性たるを見て嬉んだ、爾後同氏は約四十日間の帶在中内務省に出頭すること前後十數回に涉り充分なる諒解を與へ實現を確保して歸岸した。

【反對派も内務省に押かけて陳情】一方尙早派の領袖浦田甚之右衛門氏は自己地盤の崩壞に極度の無念を感じ憤慨を懷きつゝ一面には唯一の同志たる川崎長左衛門氏には不快の感を懷かしめたが、更に屈する所なく、此の問題に對する我が村會の決議は決して正當なるものと認めることが出来ない、現に一議員に對して監禁同様の亂暴行爲を以て脅威を與へ、その一票の逆轉に依つて分岐したる此の結果は之れ全く不正なる決議なりとなし、こゝに岸和田村民三百九十八名の連署を以て合併反對の意見を具して陳情書を作製し之れを提げて内務省に出頭し直接運動を試みることに準備を調べた、

斯くの如く浦田氏が村會に於ける敗戦の内情を詳らかに知つた川崎氏も同氏に對する不満の念漸く氷解し共に協力益々團結を固くし相提携して内務省に迫らんと、沼野村も亦村民三百五十九名の連署を以て陳情書の準備を了した、之れ等の陳情書を懷中した兩氏等は同志を呼合し一隊を率ゐて上京内務省に出頭し舟木二三二氏の紹介に依つて一木内務次官と會見し縷々の陳情を連ねて歸

岸した、其の間の消息は要するに、「明かに事情の理解が出来た、町村合併とか昇格とか云つた事は内輪に紛争反目を巻き起してまでも實行せねばならぬものではないのだから其の考へで取扱ふ方針だ」とは兩氏等の陳情を聞き終つた一本次官の答へであつたらしい、兎も角も相當手答へた運動であつたらうことを疑はない。現に此の運動が演じられてから間もないこと即ち月越えて八月四日附を以て内務部長から泉南郡長宛に次の如うな照會が來てゐるのを以て見てもわかる

原文

貴郡岸和田町外三ヶ町村合併ノ件其筋へ稟請候處右ニ關シテハ反對者ノ陳情モ有之趣ヲ以テ種々取調方照會來候條左記之廉々ニ付テ貴官ノ御意見詳細承知致度此段及照會候也

明治四十四年八月四日

大阪府内務部長 平田 武二

泉南郡長 岸 正 形殿

記

一、沼野村外三ヶ町村ハ學校及傳染病舎ニ關スル事務ノ爲メ組合ヲ設ケシガ利害關係上紛擾絶エズ遂ニ該組合ハ永續セザリシ趣事情如斯モノアリトセバ合併後ニ於テモ圓滿ナル發達ヲ遂グル能ハザル虞無之哉

一、現時組合經營ニ屬スル事務ノ關係ハ町村接續部分ノ境界ヲ

整理セバ別段沼野村全部ヲ合併スルニ及バザル儀ニ無之ヤ但沼野村各大字ハ水利其他ノ關係上一村分離ヲ許サル事情アル趣ニモ有之此點ニ就テハ如何ナル御意見ニ候哉、

一、沼野村ハ農業本位ノ地ニシテ他ノ市街地トハ事情異ナルモノトシ合併ニ反對セルモノナレバ將來圓滿ニ合併ヲ實行シ得ル時機ヲ俟テ處分スルモ可然儀ニハ無之哉、

一、陳情ニ依レバ岸和田村會ハ四對六ノ多數ヲ以テ合併ヲ可トスル答申ヲ爲セシモ古來ノ沿革民俗習慣等ヲ異ニシ農業者多數ニシテ市街地ト合併シテ一團體ト爲スハ行政上諸種ノ障害ヲ生ジ圓滿ヲ害スルノ虞アリト爲スモ是等ニ就テハ如何ナル御意見ニ候哉、

一、合併後經營スベキ教育、衛生、消防、港灣、道路等ノ事業ニ就テハ必要ナル施設ノ概要承知致度、

と云ふのであつた、之れに依つて見ても、如何に反對派の運動も峻烈を極め手強い反響を與へたかと云ふことを想像するに充分である、之れに對する泉南郡長の調査回答は頗る細微に涉り綿密詳細を盡したものであつた。

郡長の調査回答原文

御申越ノ事項別紙ノ通、調査候間右御承知相成度此段及回報候也

明治四十四年八月五日

泉南郡長 岸 正 形

大阪府内務部長 平田 武二殿
別紙

第一項

沼野村外三ヶ町村既設ノ學校組合及傳染病舎ノ組合ハ紛擾ノ爲
ノニ解散シタルモノナレハ合併後圓滿ニ發達ヲ遂ケラレサル處
ナキヤノ點ニ關シ調査シタル處、抑學校組合ノ解散ハ皆制度法
令ノ結果ニシテ決シテ紛擾ノ結果之ヲ分離シタルモノニアラス
則別紙當時ノ組合會議事錄及管理上申書ノ寫ニ載テ明瞭ナリ且
傳染病舎組合ノ如キハ制度上之ヲ認ムヘキモノナシ然レモ事實
ニ就キ仔細ニ調査セバ去ル二十年前後ヨリ沼野村大字野ノ海岸
ニ四ヶ町村協議ニナレル不完全ナル一個ノ避病舎アリシモ其後
大破ニ及ヒシト且三十年度ヨリ各町村ニ不完全ナカラ避病舎ヲ
建設セルヨリ自然之ヲ廢毀シタルモノ、由ナリ、以上ノ事由ニ
付紛擾ノ爲メニ解散シタルモノニアサルニ付合併後紛擾ヲ惹
起スルカ如キ恐レ無之已而ラス、抑是ノ合併說ナルモノハ遠ク
十數年以前ヨリ識者間ニ唱導セラレタルモ世間通有弊ノ名譽職
分配論者等ノ爲メニ妨ケラレ其機ヲ得サリシカ世運ノ進歩ト土
地ノ發展ハ何日迄モ之カ默過ヲ許サス年毎ニ其必要ヲ感セシメ
今日ニ於テハ上流ト下流トヲ問ハス膝ヲ交ヘテ談セハ之ニ反對
ヲ唱フルモノナキニ至レル折柄時適々客年末ニ至リ岸和田濱町
長カ四ヶ町村組合港灣工事ノ不始末暴露シ岸和田地方ノ面目ヲ

汚シタルヨリ之カ善後策トシテ多年唱導シ來レル合併問題ヲ解
決シ以テ町村政ノ刷新ヲ計ラントシ茲ニ四ヶ町村ノアラユル階
級ヨリ成レル而モ中流以上ノ尤モ有力ナル合併期成同盟會ナル
モノ起リ頻リニ各町村ノ名譽職又ハ有志者間ニ交渉ヲ重ネ當初
ハ格別ノ異議モ聞カサリシ處中頃ニ至リ沼野村及岸和田村ノ一
部ニ或感情ノ衝突ヨリ異議ヲ唱ヘ出シタル爲メ遂ニ沼野村會ハ
多數ヲ以テ之ヲ否認シタル次第ナレハ當地方ノ輿論之ヲ許サス
自是前泉南郡會ハ現ニ建議スル所アリ又四ヶ町村以外ノ町村長
等モ是認セル而已ナラス其反對ヲ唱フルモノモ詮シ詰ムレハ其
實ニ、三名譽職等ノ外ハ膝ヲ交ヘテ談セハ衷心ニ於テ之ニ賛成
ヲ表スルモノ不少有様ニ付假令ヒ之ヲ壓伏スレバトテ合併後ニ
ハ何等ノ紛擾モナカルヘシ否却テ之ヲ斷行セラレサル時ハ其反
動ハ中々由々敷シテ町村内ノ紛擾ハ實ニ計リ難キモノアラン

第二項

町村接續部分ノ境界ヲ整理セハ敢テ沼野村全部ノ合併ヲ要セサ
ルヤトノ問ハ一應理アルモノ、如シト雖モ退テ之ヲ實地ニ徵セ
ハ事實ハ連擔接底各種雜居ノ有様ナレハ之カ境界ヲ井然整理ス
ルニ由ナク若シ強テ之ヲ爲サントセハ先鐵道線路ヲ以テ境界ヲ
立テ藤井(二十戸)別所(十三戸)ノ二大字ヲ沼野村ヨリ取去ルコ
トヲ得而モ此兩大字ハ今尙農業者多キヲ以テ整理上便利ナルモ
ノ、如シト雖モ今日岸和田ノ狀勢ヲ鑑ミルニ鐵道線路ノ以西ニ

ハ最早發展ノ餘地少ナク却テ其以東ニ漸次發展セントスルノ勢ヲ示シ現ニ沼野村自身モ之ヲ自覺シ前年鐵道線路以東ニシテ藤井ニ接續シタル沼ノ地内ニアル村社菅原神社ニ別所藤井其他一二ノ村社ヲ併セ一村トナシ社殿ヲ修補壯麗ニ爲シ且茲ニ一大社務所ヲ建營シ傍ラ之ヲ諸種ノ會合所ニ供用シ大ニ諸衆ノ人目ヲ惹キ一面地續南部岸和田村ニ高等女學校ノ建設セラレタルトニ相對シ大ニ土地發展ノ畫策ニ力ヲ爲メニ追々家屋ノ建設セラレツ、アリ地價又坪貳圓以上ヲ唱フルニ至レル土地柄トナリシヲ以テ最早農業本位ヲ取ル能ハサル而已ナラス此際進ンテ此附近ニ一大幹線里道ノ新設改修ヲ加ヘ速ニ此發展ヲ助長セシメサルヲ不得場合ニ押移レリ若シ強テ此ニ大字ヲ分割シテ東隣南掃守村ニ編入セシムルハニ大字百年ノ計ニアラサルベシ幸ニ南掃守村ハ其編入ヲ甘諾スレハトテ俄ニ此ニ大字ノ爲メニ村費ヲ投シ如斯土地ノ發展策ヲ爲シ與フヤ否然ラハ夫レ迄ノ施設ハ爲シ與ヘサルヘシ果シテ恐ラクハ此ニ大字ハ矢張沼野本村ト併セテ合併ヲ決行セラレタル方尤モニ大字ノ利益ナリト信ス況ンヤ此ニ大字ト沼野本村トハ古來用水ノ共用經營アリ之ヲ分別スルハ沼野本村ノ尤モ苦痛トスル所ナルヲ以テ現ニ去二十三年町村制施行ノ際兩ニ大字カ東隣下松村等ノ聯合ヲ離レ特ニ沼野本村ニ加ヘタル歴史ヲ有スル間柄ニ付今更之ヲ分離スルハ策ノ得タルモノニアラス

第三項

沼野村ハ農業本位トスル土地柄ニ付今暫時合併ヲ延期スル方圓滿ナルヘシトノ事ハ何レノ點ヨリ此問題ノ起リシヤ不可解ト雖モ事實ノ統計ト實他ノ狀況ニ依レハ最早今日ハ農本位ト云フヲ得サルヘシ現ニ村内ニハ紡績、織布、煉瓦等ノ製造會社アリ且現住四五〇戸中商工雜ニ從事スルモノハ其過半以上則三三五戸ノ多キニ達シ而モ別所藤井ヲ除ケハ皆連擔接庇ノ市街ヲ形成シ其物產ハ二十九萬七千九百七十二圓ノ巨額ニ上リ農產ハ僅カニ四萬二千六十八圓ニ過キス若シ今尙現ニ耒耜ヲ手ニスル者アリト云フモ耕作地ノ地價一坪二圓以上ヲ唱フルニ至リテハ之ヲ農業上ヨリ打算シテ如何ナル經濟ヲ生シ得ルカ識者ヲ俟テ知ラサルヘシ夫レ如斯狀態ナルヲ以テ敢テ他ノ三ヶ町村ト異ナル點ヲ發見セサル上ハ沼野村ニ限り之ヲ延期スルノ必要ナク否之ヲ除外セハ却テ地方紛擾ノ因トナルノ恐レアリ其圓滿ヲ欠ト云フコトハ第二項下ニ説述シタルカ如ク畢竟一時感情ノ衝突ヨリ事茲ニ至リタルモノナレハ敢テ顧慮スルノ價ナク速ニ之ヲ斷行セラレハ自ラ釋然解決ノ日アルヘシト信ス

第四項

岸和田村ハ古來ノ沿革民俗習慣等ヲ異ニシ且農業者多數ナルヲ以テ行政上諸種ノ障害ヲ生シ圓滿ヲ害スルノ虞アリト云フモ抑岸和田ノ土地ナルモノハ舊藩政ノ頃コソ士タリ農タリ商タリ其

階級井然タリシモ爾後四十年間ニ土地ノ發展ニ伴ヒ此階級ハ打テ一團トナシ其結果一ケ年岸和田ノ工産額三、六九五、五一四圓ノ巨額ニ上リ其農産額ハ、八八七三二圓ナリ、假令古來ノ沿革民俗習慣ヲ異ニシタレハトテ是産業狀態ヨリ觀察スレハ一ツノ舊夢ヲ談スルニ過キスシテ今日ハ儼然タル商工本位ニ依ラサルヲ得ス且彼レハ今尙農業者多數ナリト云フモ开ハ何ヨリ之ヲ統計シタルモノ乎不可解現ニ同村ノ現住戸數四七〇ノ内農業者ハ僅カニ一三一二過キスシテ此内商工ニ關スルモノモ不少其生活現狀ニ依ルモ是又沼野村同様鐵道線路以西ハ連担接底ノ市街ヲ形造リ僅ニ線路以東ニ池尻(百戸)ノ小字ノミ農業者ノ多ク之ニ棲息スレトモ是又沼野村ノ藤井別所ニ對シ縷述シタル如ク岸和田ノ發展ハ近來線路以東ニ向テ進行シ現ニ岸和田村自身モ之ヲ自覺シ其發展策トシテ客年線路以東池尻ノ部落ノ北ニ高等女學校ノ建築ヲ企望シ其目的ヲ達シタルヲ以テ其北部ノ地續彼ノ沼野村ノ菅原神社ト相待テ茲ニ道路ヲ新設シ線路以東ノ耕作地ヲシテ皆之ヲ宅地ニ化セシメントノ畫策ニ力メツ、アリ故ニ地價又沼野村同様坪貳圓以上ヲ唱フルニ至リ到底何日迄モ農業本位ヲ固守スル能ハス現ニ土地發展ノ結果農業以外ノ勞働ニシテ而モ賃錢良キ作業ノ續々發見セラル、ヨリ自然小作又ハ作男杯ニ従事スルモノハ年々其數ヲ減シ地主ノ苦痛實ニ名狀スヘカラサルノ現狀ナリ、如斯狀態ナルヲ以テ假令少數ノ農業者アレバト

テ爲ニ紛擾ヲ醸スガ如キコトハ萬ナカルベシ其圓滿ヲ害スト云フガ如キハ沼野村同様自ラ釋然ノ日アルベシ又云フ此池尻ノ一小部落ト岸和田本村トハ神社其他ノ關係ヲ有シ且土地ノ發展畫策上之ヲ分割シテ他村ニ編入スルガ如キハ池尻部落ノ利益ニアラズ矢張沼野村ノ藤井別所同様此儘合併スルヲ尤モ良トス

第六項

一、教育

四ヶ町村現在四個小學校ノ尋常科高等科ノ併置ヲ分チ尋常科ハ其儘ニ高等科ノミハ之ヲ一校ニ集メ三ヶ年程度ノ高等小學校ヲ設ケ以テ完全ノ教育ヲ施サントス、岸和田四ヶ町村尋常高等小學校ハ土地ノ發展ニ伴ヒ連年入學兒童ノ増加ヲ來シ校舍ノ増築ハ從テ築ケバ從テ滿ツト云フ有様ニシテ其負担又輕カラズ現在ノ校舍ハ岸和田町ヲ除ク外ハ何レモ狹隘ヲ告グ兒童ノ收容ニ差支ヘテ來セルモ經濟其他ノ關係上之ガ決行ヲ許サズ爲メニ非常ノ苦痛ヲ忍ビ強テ授業セシメツ、アルモノナレバ一日モ速ニ之レガ解決ヲ與ヘルヲ要ス況ンヤ其設備ニ於テモ大ニ缺クル所アルニ於テテヤ、故ニ是レガ解決ノ方法トシテハ尋常科ハ高等科ノ併置ヲ改メ高等科ノミハ之ヲ一校ニ集メ而シテ高等科ハ三ヶ年程度ノ高等小學校トシ舊高等小學校舍(現今四ヶ町村共有ノ營造物トシテ現存ス)ニ移シ尙尋常科ノ學級數三十六ノ多數ヲ

示スモ各學校ニ就キ仔細ニ調査セバ一學級ノ兒童數三十名ニ滿タザルモノモ有之ニ付其通學路程ニ苦痛ヲ與ヘザル程度ニ於テ之ニ斟酌ヲ加フレバ優ニ三、四學級ヲ減縮シ得ルハ當然ニシテ何等差支ヘモナカルベシ然レバ尋常科ハ高等科ヲ他ニ移セルト併セテ現在ノ校舍ニ餘裕ヲ生ジ而モ學級ノ減却ヨリ生ズル費用ヲ轉ジ設備ノ缺漏ヲ補フコトヲ得所謂一舉兩得ノ策ト信ズ、

二、衛生

イ、傳染病院(五十名收容ノ見込)ヲ速ニ建設スル事、

現今四ヶ町村ノ避病舎ハ何レモ規模狹小加フルニ設備又不完全ナルヲ以テ全廢シ新ニ適當ノ地ヲ相シ五十名收容ノ傳染病院一ヶ所ヲ速ニ建設セントス尤モ現今ノ避病舎ニシテ岸和田町、岸和田濱町ノ分ハ多少補修ヲ加フレバ充用シ得ベキモノ有之ニ付之ヲ移轉改築シ其不足ニ屬スルモノハ斷然之ヲ新築シ以テ衛生ノ確實ニ行ハレンコトヲ期ス

ロ、下水工事ヲ急施スル事

下水道ノ溝渠(則チ惡水路ヲ云フ)ノ現狀舊藩政小部落當時ノ舊態其儘ニシテ本地ハ附近有數ノ發展地ナルモ之レニ伴ハズ戸口住民ハ年々増加シ家屋ハ寸隙ノ餘地ナキ迄ニ四ヶ町村ノ何レヲ問ハズ建テ列ツ、アルニ拘ハラズ土地ノ實態ハ一ヶ町村ナルモノヲ町村制設立ノ際四ヶ町村ニ分割ヲナシタル爲メ總テ一定ノ方針ヲ採ル能ハザルヨリ衛生上最モ恐ルベキ惡水路ハ舊態ノ小

溝ノ儘ニテ相當ノ開掘スラナスヲ得ザレバ自然疎通ノ水路土地不適當ノ狹少ナルヨリ國道ハ兎モ角其他ノ道路ハ常ニ惡水道面及人家ノ床下等ニ汎濫シ其慘狀實ニ言フニ忍ビザル程ニシテ一日モ速ニ之レガ改良ヲ講ゼザルベカラズ、尤モ本事業ノ性質トシ急遽之ヲ決行シ得ザルモノニ付先ヅ第一ニ慎重ナル専門家ニ調査ヲ托シ其調査結了事業竣功迄ノ間ハ從來ノ各町村各自ノ任意ニ制限ヲ加ヘ其内大幹線ノ溝渠ト認ムルモノニ對シ町費ヲ以テ浚渫ヲ爲シ常ニ疎通ニ注意ヲ加ヘ傳染病院ト相俟テ衛生ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期ス、

ハ、上水工事ヲ爲ス事

現今ノ飲料水ハ數箇ノ井水ヲ除ケバ皆不良水ニシテ是又速ニ本工事ヲ起ス必要ヲ感ズ然レドモ其水源ヲ求ムルト之ガ施設ノ費用モ亦巨額ニ上ルニ付先ヅ第一着ニ下水ノ改良工事ヲ施セバ上水中惡水ノ爲メニ汚濁セラル、モノハ自然ニ水質ヲ變換シ得ルノ場所モ不少ト信候ニ付暫時下水改良工事ノ進行ヲ見テ徐ロニ之ガ計畫ヲ爲サントス、

三、消防

一個ノ消防隊ヲ組織シ蒸氣唧筒ヲ備付ル事

現今ノ狀態ハ各町村各一個ノ消防隊ヲ有スレドモ何レモ設備不完全ノ爲メ有事ニ當リ機敏ノ動作無覺束ニ付之ヲ全廢シ新ニ健全ナル一個ノ消防隊ヲ組織シ蒸氣唧筒ヲ備付テ常ニ警察ノ訓練

ヲ受ケ一朝有事ニ當リ蹉跌ナキヲ期セントス、

四、港 灣

岸和田港灣ノ改修ヲ爲ス事

現在ノ港灣ハ岸和田ノ前門ニシテ茲ニ輻輳スル貨物一ケ年概ネ六百五十萬圓餘ニ達シ當地方ノ經濟ニハ至大ノ關係ヲ及シ而モ此貨物ハ現在港灣狹少埋却ノ爲メ皆港外數十町内外ノ沖ニ於テ授受セザルヲ不得ノ悲境ヲ呈シ延イテ岸和田地方ニ及ス影響ハ極メテ多大ナリトス故ニ多年之ガ改築ノ説起リシモ陸上ノ工事ト異リ巨額ノ工費ヲ要スルト又工事ノ性質上専門家ノ慎重ノ調査ヲ要スルトニヨリ自然遷延ニ及タリシモ漸ク前年専門家ノ調査設計共ニ成リ其工費二十三萬圓ヲ要シ此内多少府費ノ補助ヲ仰グコトヲ得ルモ其餘十數萬圓ハ當地方ノ負担ニ屬シ是レガ財源ハ實ニ容易ノコトニアラズ故ニ目下同港灣ニ出入スル貨物ニヨリ之ヲ得ル道ヲ立ント專ラ考究中追テ調査ヲ了セバ相當ノ方法ヲ畫キ之ガ施行ヲ爲シ以テ後門ノ鐵道停車場ト相俟テ土地ノ發展ニ資セントス、

五、道 路

道路ヲ新設シ若クハ改修ヲ爲ス事

現在ノ道路ト云フベキモノハ南北ニ通ズル一ツノ國道アル而已其他一ツモ脈絡串通ノ又東西南北俱ニ一道モナシ之ガ新設改修ノ急務ナルニ土地ハ益發展シ曩ニ港灣ノ項ニ述ベタル如ク出入

貨物ハ土地ノ發展ニ依リ多數ハ皆町内ノ道路ニ件フテ運搬セザルベカラズ、然ルニ道路モ殆ド舊態ノ儘ニテ之レ又四ヶ町村ニ分割ノ爲メ一定ノ方針ナキヨリ之ガ施設ヲナス能ハズ自然土地ノ發展ヲ妨ゲ從ツテ多大ノ不便ト損害ハ枚舉ニ遑アラズ故ニ之ガ相當ノ施設ヲナサントスルニハ勢一町トシテ其ノ時機ト經濟ノ許ス範圍内ニ於テ着々是ガ改良工事ヲ施スハ目下ノ急務トス故ニ先ヅ港灣又ハ停車場ニ通ズル幹線道路ヨリ之ヲ始ムルト又一面ハ停車場附近ノ如キ現ニ田畑中彼ニ此ニ一ニノ家屋アル方面ハ此際速ニ一ツノ幹線里道ヲ作り各自ガ家屋ヲ作ラントスルモ道路線ナキ爲メ之ヲ遠巡セル向ヲシテ速ニ之ニ決意ヲ與ヘントスルガ如キ尤モ急ヲ要スル施設ト認ム是又下水工事ノ條下ニ述ベタル専門家ノ實測ト相俟テ之レガ設計施行ヲナシ以テ土地ノ發展ニ資センコトヲ期ス

其の六 内閣更迭の頃反派の悲劇

尙早派に演じられた喜劇の一幕 以上の如く泉南郡長の回答は意見書であり又半面合併後の計畫案とも觀ることが出来る頗る綿密詳細を極めたものであり其の内容は當然合併を必要とする理由を以て一貫してゐた、されば府當局は勿論のこと主務省に於ても更に之れ以上何等照會の必要事項を認めず、又此上何等の疑念を差挟む餘地なきを感じたのであつた。

此處に於て府と急進派との間には必ず合併は實現せしむべきを默契成り、唯反對派の益なき運動を中止せしめんが爲めの策略として、前記の如き主務省からの照會もあり旁々大体に於て合併は不可能ならんと殊更なる宣傳をなさしめつゝ急進派先んじて匙を抛げたる如く鳴を靜めて其の運動を中止した。

斯くと見て取つた尙早派は流石に一策の裏面的謀計あるを知らず、只管に我が主張貫徹せりと喜び、沼野村の如きは村民一日沼の天神社境内に集合し祝意の餅を撒き萬歳を呼唱せるなど、甚だ罪深き喜劇を演ぜしめたことすらある。

尤も岸和田對關係上司官廳との間に絶えて該問題に關する文書の往復がなかつたこと實に二ヶ月餘に及んだ、これに依つて尙早派が一時打ち切りなりと見て取つたのも無理からぬことであつたと思はれる。

既にして豫想の如く中央に政變の來つたのは八月三十日であつた、こゝに憲政會第二次桂内閣が遂に倒壊し後繼として政友會第二次西園寺内閣が現れて、其の内務大臣は原敬、同次官は水野鍊太郎と云ふ顔觸れに變つた。

彼の尙早派に喜劇の演出されたのもこれから間のないことであつた、要するに内閣は政友系に變り、そこに急進派の爲めに斡旋の勞を取つてゐたのが政友會代議士なる井阪光輝氏更に府知事は亦同系統として最も旗色鮮明なる犬塚勝太郎氏であつた關係上合

併運動の効果顯著に其の實現は期して信を措き得るものに相違なかつた、尙早派をして敢て喜劇を演ぜしめた謀策を講ずるの易を思ふに難くない。

斯様にして暫くの間黙してゐた兩派は其の後意外の時日を経過しても更に其の筋の消息がなかつた爲め急進派も多少心もとなき感を懷き、一方尙早派は亦一時は決定的に自派の勝利に歸したるものゝ如く喜んだものゝ日を経るにつれて世間の噂は之れを裏切り、何うやら其の事實が怪しくなつて來た。

こゝに於てか急進、尙早兩派ともに又再び運動を開始するに至つたのである、殊に尙早派の如きは從來國民黨の代議士高松正道氏が専ら中央との間に立つて之れに斡旋盡力を與へてゐたが、内閣更迭後は更に前大阪府知事當時は政友會代議士として同大阪支部長たりし菊池侃二氏をして、其の反對運動に盡力斡旋の勞を取らしむべく、こゝに持ち込んだ。

此の當時のこと原敬氏一流の明晰なる頭腦から斷じ去つた、我が岸和田に關する政治的逸話が貽つてゐる。

そは菊池侃二氏が尙早派の依頼に應じて内務省に出頭原内相と會見し岸和田合併に對して反對派の主張してゐる理由を縷々と陳述せる時、原氏は之れを一言の下に退け更に政友會大阪支部長としての彼を叱責した事實である。

その一言とは曰く「岸和田は明治二十二年町村制發布の際過つ

て四ヶ町村に分割されたもので元來一行政區たるべき性質の地であるから既に合併するのが當然である、それを反對に心得違ひの運動の爲めに輕卒にも態々出かけて來る如うな有様であるから随つて支部内の統一も取り得ないことであらう」と意外にも取つても付かぬお目玉に接し面目を失ふた菊池氏は、一言もなく飛んで歸つた、流石は原敬氏——大政治家たり明なる哉である、爾後菊池侃二氏は再び此の運動には斷じて手を染めなかつたと云ふ。

一方急進派に於ては又四ヶ町村在住の郡町村會議其の他有志並に泉南地方選出代議士、同府會議員等都合三十一名が代表的に集會し、以て合併後の施設方針を草案決議したる文書に更に意見を加へ同十月十九日附を以て同人等の連署を調へ速かなる認可を要請すべく府知事宛に上申書を提出した其の原文は次の通りである。

岸和田四ヶ町村合併後施政方針

一、町吏員ノ組織

町長ハ新ニ適任者ヲ選任スヘキモ助役以下ハ可成各町村舊吏員ノ中ニ就キ適當ノ者ヲ選定スル事

一、町會議員ノ配當

町會議員數ハ人口租稅等適當ノ標準ニヨリ公平ニ各町村ニ配當スル事

一、町村稅ノ賦課

町村稅ハ四十四年度ノ稅額ヲ標準トシ特別ノ理由ナキ限りハ

増額セス又將來時運ノ發展ニ件ヒ増課ヲ要スル事アルモ可成利益ノ厚薄ニヨリ賦課スル事

一、學校ノ設備

學校ハ當分現在ノ校數及地位ニ依ルコト、シ必要ニ應シ徐々ニ完備ヲ期圖スル事

右ハ合併後施政上大體ノ方針ニシテ猶一部反對者ニ對シテハ特ニ其意見ヲ徵シ可成之レヲ容レ緩和ノ方法ヲ講シ施政上支障ナカラシムヘク候ニ付キ速ニ御認可相成度此段上申仕候也

明治四十四年十月十九日

泉南郡岸和田濱町

濱口 龜太郎

阪口 治平

兒玉 八平

三田 長太郎

同郡岸和田町

中村 宇一郎

廣澤 耕作

赤井 由三郎

宮内 可一

寺田 元吉

中村 幸治郎

岸田良太郎

毛利幾一郎

金納庄七

硯新太郎

覺野楠太郎

覺野久吉

城野四門平

山崎秀四郎

同郡岸和田村

佐々木政明

宇野四一郎

宇野保太郎

佐野馬太郎

辻利平

同郡沼野村

覺野伊三郎

岸本菊藏

萩野紀一郎

白井俊造

衆議院議員

府會議員

井阪光輝

白井治平

大阪府知事 犬塚勝太郎殿

義本梶太郎
片木政治郎

内閣の更迭あつてまた一類り兩派の運動は演出されたけれども
こはオンの蛇足に過ぎず、大勢は既に決定してゐたのであつた。
月越えて同十一月十二日に至つて、府は主務省の意嚮に基き合併
の件は不日認可相成るべきに付其の旨を豫告すると同時に府知事
から郡長を通じて合併許可に關し將來の整理に屬すべき各四ヶ町
村有財産の處分方法につき具体的案を諮問して來た、

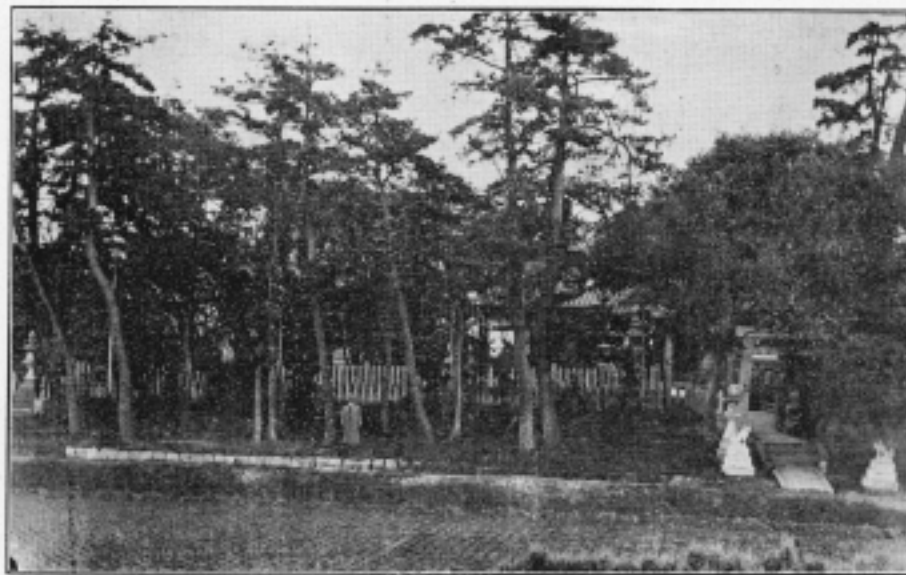
郡長は同十三日より直ちに其の意見腹案を基礎として調査に着
手し照合を要する點はそれ〴〵四ヶ町村各役場の當該係に向つて
照會を發し更に同十五日を以て四ヶ町村長並に各町村會議員を郡
衙に集め右の豫告や諮問案を傳達し又其の取扱上必要な訓示を
與ふべく、當廳に參集の件として通知書を送達したのは同十四日
のことであつた、

今に保存されてゐる當時の關係書類を引張り出して其の中から
此の送附書綴りをあさる時其の各宛氏名の下條に「十一月十四日
午後九時十五分御書面ヲ受ク印」を記してあるものさへ見受けら
れた、之れ等の事實に徴しても如何に郡當局が本件事務に忙殺さ
れ、晝夜兼行の努力を拂つて處理したものであつたかを窺ふこと
が出来る。

反對派の群衆酒氣を含むで郡衙に襲来

こゝに至つて曩には我が主張

貫徹せり反對派萬歳を呼唱して喜んでゐた尙早派もウス／＼主務省の意圖は最早動かすべからざる如く合廢を認可すべへ大勢の既に決せるを察知し殊に十三日附を以て郡から各町村役場に照會せる事ども等を綜合して如何にも反對運動の將に慘敗ならむことを深刻に感知するところとなつた、従つて喜びの急變する慚感と憤慨とはまた其の幾倍なるかを知らなかつたのである
愈々同十四日遂に反對派の人士と其の傭兵とが合して無量百數十名沼の天神社境内に集會し午前中は幾本もの四斗樽の鏡を抜き冷酒を強飲してしたゝか氣勢を煽り其の午後に至るや傭兵は手に々に頃合の棒片を提げて勢揃へをなし郡衙を目かけて押し寄せることゝなつた、



喜のび餅と憤激の神酒と棒を揚げた沼天神神

豫て此の状態を怪しと監視してゐた幾名かの警官は、逸早く此の凄愴なる状況を岸和田本署に報告した、署長永井喜一郎氏は直ちに電話を以て急を郡役所に報知し、郡長は病氣引籠中なりしも専ら關係事務に當つてゐた第一課長中井郡書記をして速かに避難せしめた、分秒の間髪を措かずして中井氏が身を隣接の岸和田中学校に隠せる頃、彼の群衆は酔歩雪崩を打つて郡役所正門に押寄せた、が其時早くも門は閉され數名の警官に依つて護られてゐた。

酔漢等は立ち處に礫を投げ石を飛ばして窓硝子を破り扉戸を損じ、暴聲罵呼を發しながら衆勢の合力遂に門を押し開いて流れ込んだ「郡長があるか、中井が居ないか」と廳舎内を荒れ狂ふ様はたゞならぬ凄味を感じしめたものである、かゝる間に警察は非番警官をも非常召集して總動員を以て荒ぶる酔漢約三十名を引致檢束し一方一同が何事か陳述する處ありと云ふ其の申立てに基き、交渉委員を選定せしめて漸く沈靜こゝに解散せしむるを得た其の時交渉委員に選定された諸氏の顔觸は、

岸和田村 道姓 徳太郎 辻 孫代門

岸田 清次 野口勝太郎

川上 喜藏 角谷安次郎

沼野村 小林安太郎 和田忠左衛門

池内直次郎 川崎 廣吉

川崎彌吉

の以上十一名であつた、之れ等代表委員は翌日を期し改めて郡當局者と會見の上何事かを陳述すべきを約して立歸つたが、愈々翌十五日午後五時頃郡衙に出頭した其の時の代表は數は等しく十一名なりしも顔觸は前日選定されたものとは多少異つてゐたつた事は次の通りである。

岸和田村 岸田清次 木下仙太郎

山田由松 川崎駒次郎

沼野村 小林安太郎 和田忠左衛門

川崎彌吉 川崎元太郎

河井安太郎 阪口豊吉

谷定吉

以上十一氏の代表が郡當局者と會見して陳述せる處の大略は

一、町村合同許可は事實なりや

二、合同は不同意に付取消出願する故之れに對して郡長は充分力するや

三、右取消出願に對する許否の意見如何

等以上三問を中心として、當局は自治の本義を無視を壓迫を加へたり或は又府參事會及び郡長の取扱は不公平なりなど苦情の有らん限りを約二時間に涉つて縷述し、

然して之れに對する當局者のそれ／＼適宜なる説明を聴取して

立ち歸つたが、尙同夜總動員を以て例の天神社境内に多數集合すべしとの噂が頗る高く一般に喧傳されてゐたものであつたけれども、夜に入つてはさる事實もなく唯僅かに委員の會合があつたのみで何等不穩の形跡もなかつたとは、前述の直接行動的紛擾の顛末と共に當時郡長から府知事に宛てた報告書類の中に見えてゐる

其の七 大勢は既に決す、反派最後の手段

最後の手段として沼野村會の總辭職」斯くて同十六日に至るや當局者に對する最後の手段として沼野村會議員は總辭職を決定して了つた斯様に穩かならざる事件の頻發するは甚だ面白からざる現象なりとして、此際取るべき一の緩和策と考へて郡長は同十一月二十日に沼野村同二十一日には岸和田村とそれぞれ兩村小字惣代及協議員並に村會議員元村長等を郡役所に招集し、合併の認可は今や既定の事實として如何に延期を請求するとも最早詮議の餘地なきを以て此際總ての感情を融和して財産處分方法の諮問に對しても相共に公共的立場に立脚して萬務を整理し適當なる答申をなすべき旨を懇示した、

當時兩村の字惣代及協議員其の他村内の世話役の任に當つてゐた各委員と云ふのは左の諸氏である、

沼野村各委員

○字惣代

大字沼 森川仁之助、大字野 川崎元太郎

大字藤井 藪貞治郎、大字別所 谷嘉十郎

○兵事委員

森川寅吉、西村作二郎、小林楠太郎

奥平太郎、川崎由松、牧村忠藏

谷嘉十郎、藪貞治郎、覺野伊三郎

○學務委員

川崎清平、川崎定次、谷嘉十郎

○農事督勵委員

森川寅吉、西村善藏、前田長次郎

谷嘉十郎

○協議員

(大字野) 川崎元太郎、池内久太郎

(西村作二郎) 池内直次郎、西村喜代松

(前田柳治) 山下淺吉、須田音松

(奥字之助) 石丸一男、北村福松

小林楠太郎

(大字沼) 森川榮吉、川崎廣吉

(阿形重太郎) 川崎彌吉、河井安太郎

(西村伊之助)

(大字藤井) 阪口豐吉、上野音松

阪口庄太郎、前田長次郎

(大字別所) 谷定吉、西村義治

小林清揚、西村政太郎

○郡會議員

前同議員 川崎清平、現同議員 西村作二郎

○前村長 川崎長左衛門

○村會議員は總辭職せるも前議員としては、合併諮問案に答申の

條項参照、

岸和田村各委員

○字惣代

辻孫代門、道姓德太郎、岸田喜代次

藪勇三郎、野口長太郎、野口勝太郎

○水利委員

岸田清次、山田芳松、木下仙太郎

川崎駒次郎

○兵事委員

山田篤松、岸田清次、木下仙太郎

辻利平、川岸丈吉、岸村保次郎

田中楠太郎、白谷力松、浦田榮吉

○衛生正副組長

組長 缺員 副組長 福本仙太郎

○學務委員

山田篤松、木下仙太郎、川岸丈吉
辻利平、佐野庄次郎

○農事督勵委員

山田與三郎、藪久吉、木岡徳太郎
出口徳松

○字伍長

(池尻伍長) 岸田清次、辻孫代門

藪勇三郎

(百姓町伍長)

川岸丈吉、辻利平

川岸利七、川岸利一郎、川崎駒次郎

岸村徳平

○郡會議員

前同議員 藤井吉平、現同議員 岸村徳平

○前村長 浦田甚之右衛門

○村會議員は合併稟請案決議の議事録參照、

之れ等各委員中當日參集せる者は約三分の二に過ぎず殆ど三分の一の不參者があつたけれども、參集せる一同は唯々不滿を連ね延期を要求して止まなかつた、然して翌十七日には沼野村長代理助役福原仙次郎氏外同書記二名は共に辭任を決行した、尤も此の舉に對して同村有志の間に多少の非難の聲があつたとも傳へられて

あるが、兎も角も郡は取敢へず管掌を派して殘務の整理を急がせた、

時は恰も財産處分方法の諮問に對する答申の件をも控へ旁々少なからぬ不便困難を感じしめたものである、尙同村會議員中合同賛成者たる一議員覺野伊三郎氏のみは聯袂辭職を脱し一人踏み止つてゐたが、これも單獨では何事をもなす術もなく遂に同十八日辭職するの已むなきに至つたのであつた、此の間の消息は、其の後町村有財産處分方法答申書などと前後して郡府間の往復文書に依つて窺ひ知ることが出来る、今之れ等の中最終の二、三種を採り即ち合併問題に關する最後の公文書類として記念的に左に原文の儘之れ等を採録することにした。

四ヶ町村同合ニ關スル件ニ付上申ノ件

親第二四號

上申書

岸和田四ヶ町村廢置ノ義ニ付本月二十日沼野村小字惣代及ヒ協議員村會議員元村長、同二十一日岸和田村小字惣代及村會議員並ニ元村長ヲ郡役所ニ招集シ本件ニ關シ既ニ財産處分方法モ諮問ニ相成候ニ付此上如何ニ不平ヲ唱フルトモ到底詮議ナラサルニ付此際總テノ感情ヲ融和シ相共ニ公共心ヲ以テ萬務ヲ整理シ適當ナル答申ヲ爲スヘキコトヲ懇示シタリ而ルニ何レモ表面上ニ於テハ何等理屈無之候モ元來事ノ茲ニ至レルハ主トシテ之カ

取扱者タルモノ並ニ合同期成同盟會ノ行動ニ對シ不滿ノ點多々アリトノ口實ノ下ニ合併ヲ好マス只々延期ヲ請求シテ止マサルモ其謹求ニ對シテハ詮議ノ餘地無之旨ヲ諭シタルモ喧々囂々ノ内ニ議整ハス故ヲ以テ尙篤ト熟議スヘキ旨ヲ反復諭示シ解散セシメタリ、爾來沼野村長代理助役同書記二名辭職シタルヲ以テ郡書記ヲ以テ職務ヲ管掌セシメタル處右書記ハ何レモ復職スルコト、相成尙岸和田村ハ平常ノ通ニ有之候ニ付テハ目下本職ハ善後策考究中ニ有之候右其後ノ狀況及上申候也

明治四十四年十一月二十五日

泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事太塚勝太郎殿

右の上申書並に去十六日の沼野村會議員聯袂辭職の報告に基き府地方課在勤大島屬から次の如うな照會が來た、其原文は、

拜呈彌益御清康奉慶賀候岸和田四ヶ町村合併ニ關スル財産處分ノ件ハ不日參事會ニ付議ノ上主務省ニ申請可相成豫定ニ候處沼野村會總辭職意見不呈出ノ義ニ付テハ其事情及今後同村民行動ニ關スル豫想等詳細添申ノ必要有之候ニ付テハ其資料トシテ貴衙ノ御意見要用ニ候間本月二十五日付親第二四號ノ上申書ノ追トシ報テ右事項速ニ御報相煩シ度不取敢此段得貴意候草々頓首

十一月二十九日

屬 大 島

中井郡書記殿

右追報の原文

沼野村會議員定員拾貳名ノ内三名ハ缺員八名ハ合併反對者ニシテ這般ノ許可ハ村民ノ意志ニ反スルモノトシ本月十六日付連袂辭職シ殘ル一名ハ合同賛成者ナルモ壹名ニテハ何等活動手段ナシトシ同十八日止ムナク辭職シタルモノナリ要スルニ右聯袂辭職者ハコレヲ以テ當局者ニ對スル最後ノ手段ト解シタルガ如シト雖モ右ハ當ヲ得タル處置ニアラズトシ近來コノ八名ノ議員ト村民間トニ非難ノ聲アリ昨今ニ至リ有志者ハ此際速ニ議員ノ選舉ヲ請求シ來ルモ法定ノ手續アルアリ直ニ選舉ノ途ナキ旨ヲ諭セリ又一面彼ノ八名議員ト行動ヲ共ニセル二名ノ役場書記ニ對シテモ有志者ノ注意ニヨリ復職シ常務ニ何等差支無之且又或新聞ノ登載ニヨレバ諸税ノ滯納ヲ爲シ當局者ニ困難ヲ與フト村民一同決議セシ旨アレドモ其事實ニ至リテハ目下徵收期タル國稅府稅並ニ村稅等ハ續々納稅シ來リ何等異狀ヲ認メズ候十一月二十九日沼野村協議委員二十二名岸和田村有志者七名郡衙ニ出頭シ合併許可ニ對シ不賛成ヲ陳情スルト雖モ右ハ毎々上申ノ如ク利害問題ニアラズシテ一部合同主唱ノ行動ニ不滿ヲ懷クニ外ナシ依テ本官ハ之ガ善後策苦慮罷在候要スルニコレ等ノ氣煩ハ日ヲ經ルニ從ヒ自然ニ沈靜ニ趣クノ期アルベシト存候ヘ共行掛上一二回ハ御廳ニ對シ尙反對ノ意見ヲ陳情スルナラント豫想致候右御了承相成度追申候也

明治四十四年十二月二日

泉南郡長 岸 正 形

大阪府知事 犬塚勝太郎殿

以上往復文書の中郡長の追申書に見えてゐる、十一月二十九日、合併許可に對し不賛成の意見を陳情すべく郡衙に出頭した、沼野村協議委員二十二名と云ふ其の事實は協議員の一部と其の他委員有志とを合せた一團であつたことは次の通りである、

河合安太郎、池内直次郎、小林楠太郎

森川榮吉、前田長次郎、西村政太郎

川崎元太郎、川崎彌吉、須田音松

谷 定 松、西村喜代松、阪口豊吉

西村伊之助、以上協議員十三名

藪 貞治郎(藤井惣代) 谷 嘉十郎(別所惣代)

奥 平太郎(兵事委員) 川崎 由松(兵事委員)

其の他以下有志四名

和田忠三郎、阪口鹽太郎、森川新太郎

西村梅太郎

以上沼野村からの二十一名で追申書の中に現れてゐる二十二名と云ふは誤算であつた、尙岸和田村から參加した七名の有志とあるは之れも八名の誤りでそれは次の諸氏である、

山田 芳 松(水利委員) 岸 田 清 次(水利委員)

道姓徳太郎(惣代) 岸田喜代次(同上)

辻 孫代門(同上) 野口長太郎(同上)

野口勝太郎(同上) 藪 勇 三郎(同上)

以上列記の諸氏都合二十九名であつた。

其の八 合併は是岸和田の維新

〓大臣の決判から認可發令まで〓

既に大臣の決判を了し近く認可指令を待つのみ 斯くの如く岸和田の輪廓

内は郡衙を中繼に府との間に再燃的運動を起してゐる中に、去る八月四日付を以て府内務部長からの照會の各條項に對して、町村有財産處分方法に關する意見をも包含した頗る綿密なる泉南郡長の回答を資料として府知事は主務省の照會に向つて回答報告に及んだ、

聽て内務省は従前からのと共に之れ等一切の書類を一括完備せしめて大臣の手に提出したのは同十一月五日のことであつた、時は恰も原内相は大元帥として大演習を御統監遊ばされんとする、明治大帝に扈從し奉り將に出發しやうとしてゐる其の折であつた、

此の件については内相の意思は既に決つてゐた、が次官水野鍊太郎氏は此の際慎重なる考慮を拂つて決すべきものならんと主張してゐたものである、

こは最早既決に屬する問題で今新しく考慮を拂つて取扱ふべき性質のものではないとはこれ原内相の胸中であつた、そは曩に菊地侃二氏が反對運動の爲めに態々内務省に出頭し内相と會見した時云ひ切つた原氏の言に依つて見ても明かである、

されば翌日即ち十一月六日内相は早や出張不在ではあつたが、既に内命に接してゐた其秘書官の手に依てたやすく決判は結了された、

こゝに於て岸和田四町村合併の實現は確定動かすべからざるものとなり、此の上は唯々認可指令を待つのみであつた。

斯くて同十二月二十八日附を以て認可指令は發せられた、當時内務省屬にして現初代岸和田市長たる舟木二三二氏から同日電信を以て逸早く此の旨を報じて來た愈々明治四十五年一月一日を期して、岸和田四ヶ町村は廢せられ新に一行政區たる岸和田町を設置されることになつたのである、

一方府も亦此の消息を知るや、日を措かずして直ちに郡に向つて廢置の實施期を告示した、郡長はまた此の告示に基いて同日即ち十二月廿八日中に關係町村會議員を郡衙に召集し、新町設置後に於ける施設方法並に町役場の位置選定等に關して種々必要なる訓示を試みた、

尤も反對派に屬する町村會議員は此の日の召集には應じなかつたけれども其の他參集の議員は何れも満足の意を表し、更に此の

新設町の議員選舉に至るまでは自ら進んで改造的新町の組織につき臨時町長に對して種々相談相手ともならんとの好意を表し又町民の福利地方の發展の爲めには忠實なる盡力奔走を惜まざるべきことを契つたのであつた。

郡長はこゝに町政組織の上に圓滿なる解決を期せんことを考慮し、第一に施政の便宜上代議機關の缺如中即ち町會議員の選舉を行はざる間は、沼野村、岸和田村の已に辭職せる議員をも是非共包含して合併前の四ヶ町村會全議員を以て之に代る協議委員に囑託すべく内定した、尙此の際既に其の筋に上申して置いた役場の位置に關しても之れを當日參集した議員に發表して同意を得たのであつた、そは彼の町役場たりし現在の市役所の地位である、續いて同三十一日には前四ヶ町村役場の有給吏員其の他使丁等を召集し町長職務管掌と共に臨時收入役、書記其の他使丁として全部を新町に採用することに決定の上それ〴〵辭令を交附し併せて執務上の心得を訓示した

斯くの如く準備は成り、明くれば明治四十五年正月元旦、こゝに十歳の宿題は解決し、初春の光りは國章旗にひらめき輝くの日、新町岸和田の自治政所は甫めて開廳せられ、一年有餘間の敵も味方も、古來の慣習に絡まる人情が自然經緯反感の緩和融合劑をなし等しく笑顔の裏に一般の年賀を交はしたのであつた。

顧みれば我岸和田の天地、明治二十二年町村制の施行當時既に

過たれて四ヶ町村とし複雑なる行政區劃に分割せられ爾來二十餘年間所謂岸和田なる一輪廓内の實質的經濟界は工業は勿論商業も年々歲月日を追ふて不斷の進歩發達を來し四ヶ町村共に不分離的因果關係を以て急激なる發展を示したけれども其の間形式的地方自治施政の方面は不利益なる區分的割據の形を持續して幾多の弊害を醸成し適々相互の有利を認めて聯合的に一部の施設經營を共同せることありしも、それは徒らに紛擾を來して功なきに終らしめ、さて然らばこは寧ろ合併し全然一體とするに如かずとこゝに合併の説起つて亦荏苒の星霜そこに十餘年、今や萬難を排して漸く其の實現を見るに至つた、

行政區劃の單一化之れ亦素より地方都邑發展の一大要件たり斯くして所謂輪廓内の岸和田は實質的發達に伴ふべく形式的狀態は併行的方向に展開した、斯様にして彌が上に期して泉州に覇者たるべき氣運の確保を感じしめたものであつた。

熟々想へば、明治の維新は我が日の本全國に涉る概括的の維新であつた、岸和田の地と雖も素より其の當時變化がなかつたとは決して云へ得ないが、然れどもそれは只武門政事が王政に復古したにつれて藩制が府縣郡制に藩主郡代は府縣知事郡長にと變り、七人衆は郡會議員に郷會は郡會に、庄屋の制はこれ市町村制にと名稱の變化に過ぎずして、人心の歸嚮には未だ眞の將來はなかつた、今や其の名實共に隔世の感を呈して又新なるを思ふのである、

人心の歸嚮は亦現在の擴大と完成に努力せんとすると共に將來に對しては向上的氣勢を包藏して曰く「十年後には市制を實現せん」との希望と目標とを認識して展開したのであつた、斯く再び想ふてこゝに至れば、蓋し明治四十五年一月一日を記念とする四ヶ町村の合併を以て將に岸和田輪廓内の維新なりと見て可ならざる乎。